

# いしかわ 文化振興基本方針

はじめに	3
<b>第1章</b> 豊かな文化を育んできた石川の風土・歴史とこれまでの取り組み	
1. 石川の風土と歴史	4
2. これまでの取り組み	6
<b>第2章</b> 「いしかわ文化振興条例」の具体的内容	
1. 条例の特色	10
2. 文化振興の基本理念	11
3. 各主体の責務・役割	12
4. 文化振興施策の5つの柱と施策の方向性	13
① 石川の優れた文化の継承と発展	14
② 文化に親しむ環境づくり	24
③ 文化による地域づくり	30
④ 文化の交流と発信	33
⑤ 文化を支える仕組みづくり	35
(参考)	
いしかわ文化振興条例	38
「石川の文化」に関する県民意識調査結果概要	44

## 石川の文化の裾野の拡大と さらなる高みを目指して

～「いしかわ文化振興条例」を制定～



本県には、藩政期以来培われてきた加賀百万石の伝統文化が今も息づくなど、多様で質の高い文化があふれています。平成9年には、全国に先駆けて「石川県文化振興指針」を策定し、県立音楽堂の建設をはじめ、金沢城公園の復元整備、県立美術館やいしかわ赤レンガミュージアムのリニューアルなど、本県の文化を県民の皆様に親しんでいただくための基盤整備を進めてきました。

さらに、こうした文化施設も活用しながら、能楽や邦楽、伝統工芸、茶道といった層の厚い伝統文化の継承・発展と、オーケストラ・アンサンブル金沢に代表される新たな文化の創造に力を注いでまいりました。

こうした取り組みにより、本県は全国でも、茶道・華道をたしなむ人の割合や県民の美術に対する関心が高いという調査結果があるなど、様々な文化が生活の中に浸透し、県民の皆様に親しまれてきております。

そして、近年では、人の価値観は、物の豊かさから心の豊かさへ、量から質へと変化するとともに、「文化」の概念が拡大し、世界に高く評価された里山里海や豊かな食文化などもまた、本県の個性ある文化として認識されてきております。

平成27年春の北陸新幹線金沢開業は、こうした本県の質の高い本物の文化を広く国内外に発信するとともに、文化を通じた交流をさらに盛んにし、地域の活力を高める好機であります。

そこで、県民、文化団体、行政がこうした認識を共有し、オール石川の体制で、本県文化のさらなる発展に向けて取り組んでいくため、この度「いしかわ文化振興条例」を制定いたしました。

この条例を今後の文化振興施策の拠り所とし、本県の優れた文化に一層磨きをかけ、県民共通の財産として次の世代へ確実に引き継いでいくとともに、新たな文化の創造に取り組んでまいります。そして、県民の皆様と一体となって取り組んでいくことで、石川の文化の裾野が拡がり、さらなる文化の高みが築かれていくものと確信しております。

本基本方針は、条例の内容や今後の目指す方向性を分かりやすく解説し、県民の皆様の文化に対する関心や理解を深めることで、文化振興施策を効果的に推進していくことを目的としております。

石川の文化の担い手は、県民の皆様お一人おひとりです。県民の皆様には、永い歴史と豊かな自然の中で培われてきた素晴らしい文化がこの石川の地にあることに誇りをもっていただきたいと思っております。

最後に、条例の制定に当たり、有識者の方々をはじめ、多くの皆様から貴重なご意見をいただきました。関係の皆様のご支援・ご協力に心から感謝申し上げます。

平成27年5月  
石川県知事 谷本正憲



# 豊かな文化を育んできた 石川の風土・歴史とこれまでの取り組み

## 1. 石川の風土と歴史



白米千枚田（輪島市）



白山（白山市）



菱櫓・五十間長屋（金沢市）

### 風 土

石川県は、本州のほぼ中央部に位置し、東は富山県と岐阜県に、南は福井県に接し、北は能登半島となって日本海に突き出しています。地形は、南西から北東に向かって細長く、東西 100.9km、南北 198.4km、海岸線は 580.6km の延長を有しています。

能登半島には、断崖や岩礁からなる荒々しい能登外浦と波の静かな能登内浦の対照的な地形が発達しており、白米の千枚田など農山漁村の原風景や多様な生物資源など世界農業遺産に認定された能登の里山里海が広がっています。

加賀は、数多くの動植物が生息する原生林が広範囲にわたり残っており、霊峰白山から流れ出る河川は、人々に豊富な水をもたらし、手取川扇状地や加賀平野が形成され、広大な穀倉地帯が広がっています。

そして、県都金沢には、加賀百万石の歴史と伝統文化が現代に息づいており、歴史の風情が漂う長町武家屋敷群など歴史・文化を伝える街並みが残っています。

### 歴 史

ふるさと石川の先人たちは、豊かな自然の恵みを受けながら、さまざまな地域の人々との交流を通じて、独自の歴史と文化を積み重ねてきました。

太古の縄文時代には、真脇遺跡などの出土品から、当時の人々が高度な土木技術や漆を利用する知識を持っていたとみられています。古代には、日本列島の東西文化をつなぐ回廊としての役割を担いながら、高句麗や渤海国との交流が盛んな大陸交渉の窓口でもありました。

中世は、白山や石動山が山岳信仰の聖地として仰がれ、真宗門徒らによる加賀一向一揆など、宗教との関わりの中で、人々のエネルギーがみなぎる時代だったと言えます。また、能登では、北海道から関西まで広い地域で流通した珠洲焼が大量に生産されていたほか、京都から多くの文化人が来遊し交流を深めるなど、地方文化の土壌を育んでいました。

江戸時代になると、加賀百万石の城下町金沢は、江戸、大坂、京都に次ぐ人口規模を誇り、大きなにぎわいを見せました。加賀藩の文化奨励政策により、九谷焼や加賀蒔絵、象嵌、金箔、友禅など多岐にわたる工芸が発展し、その技と心は現在の「工芸王国石川」

へと受け継がれています。また、武家文化は、「加賀宝生」と称される能楽、邦楽などの伝統芸能、茶道や華道に代表される生活文化、さらには豊かな庭園文化を育みました。

明治期以降は、学術の分野で日本を代表する学者や文学者を数多く育て、金沢を中心に培われたこうした高い精神性は、今日の学都石川の礎となっています。

また、県内の各地域において、人の暮らしの中で、長い時間をかけて形づくられてきた里山里海や豊かな食文化などについても、本県独自の文化資源として位置付けることができます。

このように、永い歴史の中で連綿と受け継がれ、発展してきた伝統的な文化に加え、近年では、オーケストラ・アンサンブル金沢をはじめとした新たな文化の創造や金沢城公園の史実に沿った復元整備なども進められており、これらすべてが石川の層の厚い文化を形成しています。



## 2. これまでの取り組み

県では、平成9年に「石川県文化振興指針」を策定し、「伝統文化の継承・発展」、「新たな文化の創造・発信」、「文化的生産システムの構築」の3つの目標を掲げ、次の5つの基本方針に沿った文化振興施策を進めてきました。

# I 文化の創造と発展のための基盤整備

### 文化創造・発信拠点の形成

石川の文化の受発信基地となる施設の整備を進めてきました。

#### 音楽堂の建設

平成13年に、北陸3県で初の本格的なパイプオルガンを備えた「コンサートホール(1,560席)」、回り舞台、迫り、花道など本格的な機能を備えた「邦楽ホール(720席)」、多目的に利用できる「交流ホール」の3つの特徴あるホールからなる音楽堂を建設しました。



音楽堂コンサートホール

#### ●兼六園周辺文化の森の整備状況とオープン年

- 平成13年 伝統産業工芸館(リニューアル)
- 平成20年 石川四高記念文化交流館  
県立美術館(リニューアル)
- 平成22年 石川県政記念しいのき迎賓館
- 平成26年 いしかわ四高記念公園、しいのき緑地
- 平成27年 いしかわ赤レンガミュージアム

#### ●金沢城公園の整備状況と完成年

- 平成13年 菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓
- 平成22年 河北門、いもり堀
- 平成27年 橋爪門、玉泉院丸庭園、丸の内園地

#### 兼六園周辺文化の森の整備

兼六園を中心とする一帯に多くの文化施設や歴史的な建築物が集積する「兼六園周辺文化の森」の整備を進めてきました。

#### 金沢城公園の復元整備

金沢城公園は、特別名勝「兼六園」と一体となった県都金沢のシンボル公園として、史実に沿った本物志向の復元整備を進めてきました。

### 特色ある文化施設の整備

各地域の地理的・歴史的条件を踏まえた特色ある文化施設を整備しました。

銭屋五兵衛記念館、山中漆器産業技術センターの建設(平成9年)、文化財保存修復工房の整備(平成9年)、埋蔵文化財センターの建設(平成10年)、九谷焼美術館、西田幾多郎記念哲学館の建設(平成14年)等

### 身近な文化活動施設の整備

県民が気軽に集い、日常的に文化活動に取り組むことができる文化施設を整備しました。

ふれあい昆虫館の建設(平成10年)、石川国際交流ラウンジの開設(平成10年)、いしかわ動物園の整備(平成11年)、日本語・日本文化研修センターの開設(平成12年)、石川国際交流サロンの開設(平成14年)、自然史資料館の整備(平成18年)等

# II 文化資源の継承と発展

### 伝統文化の継承と発展

先人たちが育んできた質の高い伝統芸能や伝統工芸、生活文化について、継承者の育成とその普及・発展に努めてきました。

#### 伝統芸能の発表・鑑賞の機会の充実

小中学生が日本舞踊や箏などを鑑賞・体験する「古典芸能鑑賞教室」や、三茶屋街の芸妓による芸能を鑑賞・体験する「金沢芸妓の舞」、加賀宝生能を鑑賞する「観能の夕べ」などを開催してきました。



古典芸能鑑賞教室

#### 「いしかわの至宝」の認定

平成24年に芸能関係では初めて「金沢素囃子長唄・鳴物」「一調一管笛」「一調一管小鼓」を県無形文化財に指定し、その保持者を「いしかわの至宝」に認定しました。

#### (その他の施策)

- ・顕彰の実施(文化功労賞、伝統産業優秀技術者表彰等)、伝統工芸士の認定
- ・各種文化団体の公演や展示等の文化活動に対する支援
- ・伝統工芸技術を活用した商品開発や販路開拓等への支援
- ・輪島漆芸技術研修所、九谷焼技術研修所、山中漆器産業技術センターによる後継者養成等

### 文化遺産の保存と活用

長い歴史と風土に培われてきた有形・無形の文化遺産を次代に引き継ぎ、新たな文化創造の基盤とするため、文化財や地域固有の文化の保存と活用を図ってきました。

#### 海女文化の継承・振興

輪島市では、約200人の海女が漁に従事しており、優れた漁労技術や習俗などの文化が引き継がれてきました。平成26年に「輪島の海女による伝統的素潜り漁技術」を県無形民俗文化財に指定するとともに、生業として海女漁の振興にもつなげていくため、海女の皆さんを「いしかわ里海の至宝」に認定しました。

#### 里山里海の保全・利活用

平成23年に「能登の里山里海」が、日本で初めて世界農業遺産に認定されました。これを追い風として、県では里山里海の豊かな地域資源を活用した生業の創出や、地域住民による保全の取り組みを支援してきました。

#### (その他の施策)

- ・重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用に対する支援
- ・文化財保存修復工房による文化財の修復促進
- ・金沢城の調査研究と利活用の推進
- ・「いしかわ景観総合条例」の制定による景観の保全・創出
- ・石川の食文化に関する普及啓発等



### Ⅲ 文化創造・文化交流の促進

#### 文化創造・発信の充実

国際的・全国的な規模での文化活動を実施するとともに、民間の文化活動の積極的な展開を促し、活力ある石川の文化の創造と発信に取り組んできました。

#### 「ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭」の開催

国内外のアーティストによる一流の演奏を気軽に鑑賞することができる「ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭」を、国内では2番目となる平成20年から毎年開催してきました。



ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭

#### (その他の施策)

- ・オーケストラ・アンサンブル金沢の海外公演
- ・「いしかわミュージックアカデミー」の開催
- ・「ピエンナーレいしかわ秋の芸術祭」の開催
- ・伝統工芸の海外販路開拓に対する支援
- ・「ふるさと祭り東京」や「いしかわ伝統工芸フェア」等、首都圏でのイベントを活用した石川の文化の発信
- ・国内外における石川の食文化の魅力発信 等

#### 国際文化交流の促進

国内外で国際文化交流を進めてきました。

- ・歴史博物館と韓国国立全州博物館チョンジュの姉妹館交流事業の実施
- ・石川国際交流ラウンジ、石川国際交流サロン、日本語・日本文化研修センターの開設(再掲) 等

#### 文化ネットワークの形成

文化施設や人材、情報のネットワーク化を推進し、県民の文化活動や文化交流を促進してきました。

- ・県内公共ホールや文化施設の情報交換等による施設間交流
- ・世界農業遺産の価値のさらなる向上に向けた国内認定地域との連携 等

#### 学術文化の振興

社会のあらゆる分野で独自性と創造性の原動力となる「知」の集積を高めるため、学術文化の振興に取り組みました。

- ・(一社) 大学コンソーシアム石川による大学と地域が連携した石川の文化の調査研究、情報発信
- ・国連大学サステナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットと連携した「能登の里山里海」等の情報発信
- ・尊経閣文庫分館きんけいかくの設置(県立美術館内) 等

### Ⅳ 個性的な文化創造社会の形成

#### 芸術・文化活動の促進

県民の文化に対する関心を高め、気軽に、そして積極的に文化活動に参加できるように、文化を育む環境づくりと、文化を担う人材育成に取り組んできました。

- ・県立美術館、歴史博物館、石川四高記念文化交流館、伝統産業工芸館等における魅力ある展示
- ・「観能の夕べ」「金沢芸妓の舞」等伝統芸能の発表・鑑賞の機会の充実(再掲)
- ・文化施設や文化イベントにおけるボランティアの活用
- ・(公財) 石川県文化振興基金による文化団体への助成
- ・「石川新情報書府」による文化資産のアーカイブ化(デジタル映像化と蓄積)と情報提供 等

#### 文化を核とする地域づくりの推進

歴史的な街並みや地域の特色ある文化活動を核とした文化性豊かなまちづくり・地域づくりを推進してきました。

- ・「能登ふるさと博」「加賀四湯博」の開催等による地域文化の発信
- ・重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用に対する支援(再掲)
- ・兼六園周辺文化の森の整備と魅力発信(再掲)
- ・里山里海の保全・利活用(再掲)
- ・「いしかわ景観総合条例」の制定による景観の保全・創出(再掲)

等



重要伝統的建造物群保存地区(白山市白峰)

### V 文化的生産システムの構築

#### 伝統工芸・デザインと地域産業の振興

経済との関わりが深い伝統工芸・デザインの振興や、企業などの民間資金による文化活動への支援など、文化性に支えられた経済活動の発展を図ってきました。

- ・伝統工芸の首都圏での見本市出展や海外での展示商談会を通じた販路開拓の支援
- ・伝統工芸の技術を活用した専門家による商品開発の支援(再掲)
- ・デザインセンターによる県内産業へのデザイン活用の推進 等

#### 北陸新幹線金沢開業を機とした金沢駅舎内での伝統工芸の活用

金沢駅では、数々の伝統的工芸品による石川らしいおもてなしを演出しており、ホームの柱には金箔、待合室壁面には県内の伝統的工芸品(30品目236点)が施されています。コンコースには、文化勲章受章者制作の陶壁のほか、人間国宝、日本芸術院会員など本県を代表する24人による作品が門型柱に設置されています。

# 「いしかわ文化振興条例」の 具体的内容

## 1. 条例の特色

県は平成27年4月、今後の本県の文化振興施策の拠り所となる「いしかわ文化振興条例」を施行しました。条例は、文化振興にあたっての「基本理念」、文化振興に関わる各主体の「責務・役割」、5つの柱からなる「文化振興施策」で構成しており、豊かで奥深い本県の文化の特色や、独自の文化振興施策を最大限盛り込みました。本条例の特色として、次のことが挙げられます。

### 基本理念に「文化の裾野の拡大と、さらなる高みを目指す」ことを規定

本県には多様で質の高い文化がありますが、これを確実に継承していく一方で、量、質ともに一層の充実を図っていく必要があります。そこで、全国で初めて、基本理念の中に「文化の裾野の拡大を図り、さらなる高みを目指す」ことを規定しました。

### 「いしかわ文化の日」と「いしかわ文化推進期間」を設置

今後、県を挙げて文化振興に取り組んでいくためには、何よりも「県民の文化意識の向上」を図ることが重要です。そこで、このことを全国で初めて条文化するとともに、その具体の施策として「いしかわ文化の日」と「いしかわ文化推進期間」を設置することとしました。（文化振興条例で規定するのは全国初）

### 「伝統工芸」「食文化」に関する条文を規定

本県の大きな特色である「伝統工芸」と「食文化」を、石川の優れた文化として明確に位置付け、これらの継承と発展を図ることを全国で初めて条文化しました。

### 地域固有の文化を「ふるさと文化」と総称

永い歴史と風土の中で、人々の暮らしの営みとともに形づくられてきた地域固有の文化を、全国で初めて「ふるさと文化」と総称し、これらを積極的に活用していくことで、地域の活性化につなげていくことを規定しました。また、「海女文化」を全国で初めて文化の一つとして位置付けました。

### 「大学等の高等教育機関」の役割を規定

大学などの高等教育機関が集積する本県の特長を踏まえ、高等教育機関を石川の文化振興を担う主体の一つと位置付け、その役割を規定しました。（全国2番目）

### 文化の観光資源としての活用を規定

本県の優れた文化は、本県の個性であり魅力でもあります。そこで、こうした文化を観光資源の一つと位置付け、その活用により交流人口の拡大を図ることを規定しました。（全国3番目）

## 2. 文化振興の基本理念

条例では、文化振興にあたっての基本理念を次のように定めています。

### ① 文化の担い手である県民の自主性・創造性の尊重

文化の担い手は県民一人一人であり、その自主性と創造性を尊重することが大切です。

### ② 県民が等しく文化を鑑賞・参加・創造できる環境の整備

文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利です。このことを踏まえ、県民の誰もが分け隔てなく文化を鑑賞し、参加し、創造できるような環境を整備することが大切です。

### ③ 文化の裾野の拡大を図り、さらなる高みを目指す

文化は県民の豊かな心を養い、地域の活力を高める重要な社会的財産です。こうした認識の下、文化活動が活発に行われるような環境づくりを目的として、石川の文化の裾野の拡大を図るとともに、さらなる高みを目指すことが大切です。

### ④ 本県文化を県民共通の財産として育成・継承・発展

豊かな自然や歴史、風土に培われてきた石川の優れた文化が、県民共通の財産として育まれるとともに、将来にわたって引き継がれ、発展するよう配慮することが大切です。

### ⑤ 地域固有の多様な文化の尊重とその活用による地域の活性化

地域の住民が誇りと愛着を持って守り育ててきた地域固有の多様な文化を尊重するとともに、その活用を通じて地域の活性化が図られるよう配慮することが大切です。

### ⑥ 文化に関する情報発信・文化交流の積極的推進

石川の文化の魅力が国内外に広まるよう、文化に関する情報の発信や、文化を通じた交流を積極的に推進することが大切です。

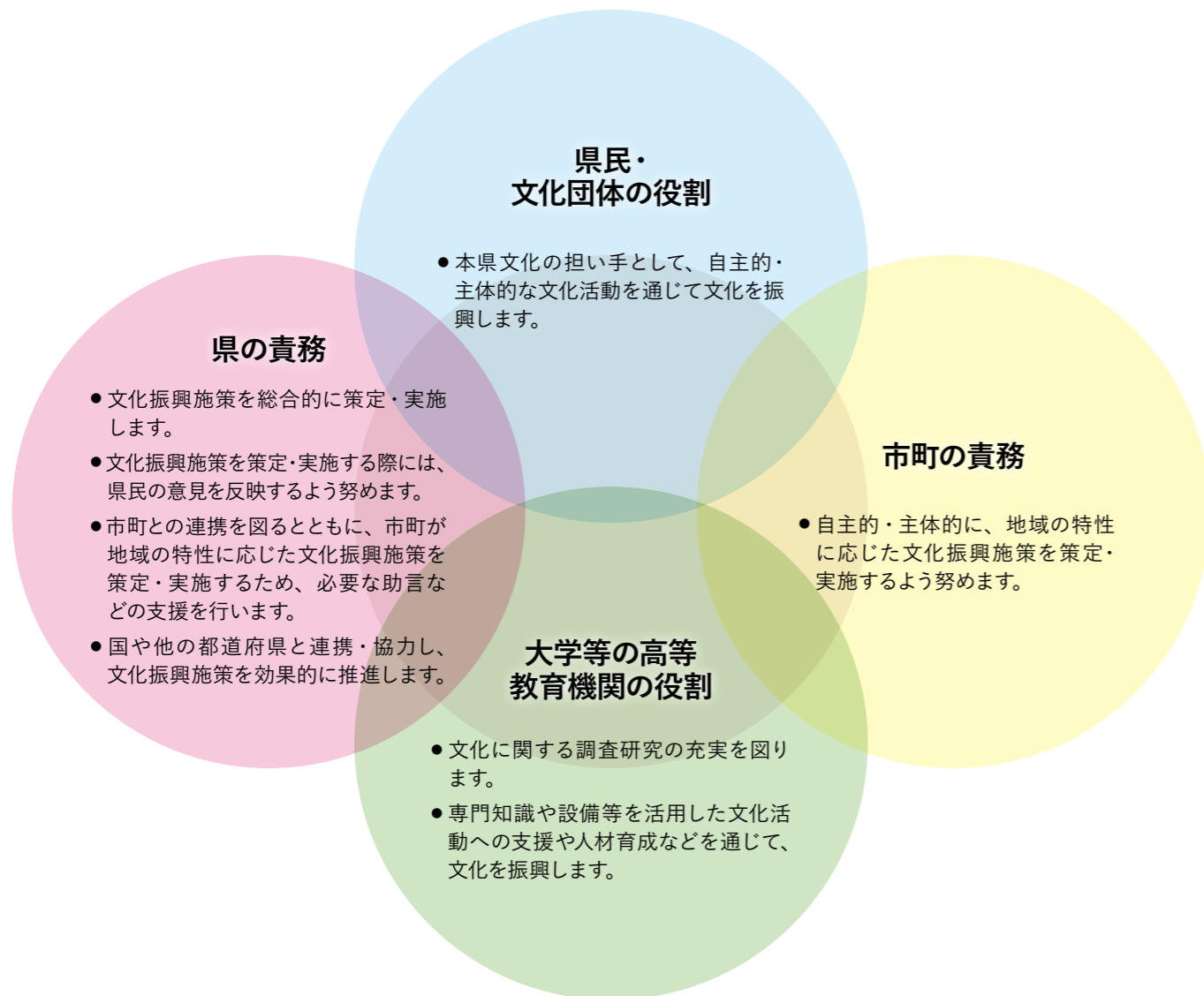
### ⑦ 県民、文化団体、大学等高等教育機関、行政の連携・協働

県民、文化団体、大学などの高等教育機関、市町、県がそれぞれの責務や役割を担うとともに、互いに連携し、協働することが大切です。



### 3. 各主体の責務・役割

文化振興に関わる各主体は、基本理念にのっとり、次のような責務または役割を担い、石川の文化の一層の発展に向け、オール石川の体制で取り組んでいきます。



### 4. 文化振興施策の5つの柱と施策の方向性

基本理念に基づく文化振興の実現に向け、「石川の優れた文化の継承と発展」「文化に親しむ環境づくり」「文化による地域づくり」「文化の交流と発信」「文化を支える仕組みづくり」の5つを柱として、各種の施策を展開していきます。



# 1

## 石川の優れた文化の継承と発展

本県には、音楽、美術、演劇といった芸術のほか、藩政期以来培われてきた伝統芸能や伝統工芸、生活文化など、多彩な文化があふれています。本県の個性であり、魅力であるこれらの優れた文化を県民共通の財産として次代に継承し、さらなる発展につなげていくため、各文化の振興や担い手育成、子どもたちへの文化の継承などに取り組みます。

### ① 芸術の振興

文学、音楽、美術、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の電子機器等を利用した芸術）などの振興を図るため、必要な施策に組み込みます。

#### 現状と課題

県内各地では、音楽、美術、演劇、舞踊などのさまざまな分野で、県民や文化団体による公演や展示、創作などの文化活動が活発に行われています。

芸術は人々の自由な創作・発表活動により生み出されることから、本県の芸術文化を振興させるためには、その担い手である県民や文化団体の自主性と創造性を尊重していくことが大切です。



オーケストラ・アンサンブル金沢の公演（音楽堂）

#### 施策の方向性

県民や文化団体の活発な文化活動を支えるため、創作・発表の場となる音楽堂の公演や美術館、歴史博物館等による企画展を充実させるほか、文化団体による自主的な公演や展示などの文化活動を支援します。



企画展鑑賞（県立美術館）

### ② 伝統芸能の継承と発展

先人から受け継がれてきた能楽、邦楽、日本舞踊などの伝統芸能の継承と発展を図るため、必要な施策に組み込みます。

#### 現状と課題

藩政期に加賀藩が実施した文化奨励策は、城下の武士だけでなく、商人や町人にも広まり、幅広い層の人々が能楽（加賀宝生）をはじめ、多彩な芸能をたしなみました。こうした歴史背景から、本県は全国的にも伝統芸能が盛んな地域として知られています。

これらの伝統芸能を次代に継承し、さらに発展させていくためには、担い手の一層の技能向上や、後継者の確保・育成が欠かせません。



定例能（能楽堂）（写真提供：（公社）金沢能楽会）

#### 施策の方向性

伝統芸能の担い手が技能を磨く場を確保するとともに、保存団体の活動を支援します。

県民が本県の伝統芸能について理解を深められるよう、気軽に能楽を鑑賞できる「観能の夕べ」など、伝統芸能の鑑賞機会を充実します。

また、金沢の三茶屋街で継承されてきた茶屋文化については、一層の発展に向けて、芸妓の芸の研鑽に対する支援や、「金沢芸妓の舞」をはじめとする発表の場の充実に取り組みます。



金沢芸妓の舞



### 金沢の茶屋文化

金沢の茶屋街の歴史は古く、文政3（1820）年に加賀藩の許可を得て、正式に茶屋街の町割りがされたと言われています。現在は東山地区の「ひがし」、野町地区の「にし」、浅野川大橋下流の「主計町」の3つの茶屋街が残っています。いずれの茶屋街も出格子に石畳の風情ある町並みが美しく、「ひがし」「主計町」は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。このような風情ある街並みの中で芸妓を中心とした金沢の茶屋文化が培われてきました。

芸妓は日々「立ち方（踊り）」「鳴りもの（お囃子）」「地方（三味線と唄）」などの稽古に精進し、その格調高い至芸と細やかなおもてなしは、国内外から高く評価されています。



### ③ 伝統工芸の継承と発展

先人から受け継がれてきた輪島塗、山中漆器、加賀友禅、九谷焼などの伝統工芸の継承と発展を図るため、必要な施策に取り組めます。

#### 現状と課題

『石川の文化』に関する県民意識調査(平成25年)では、「県外や世界に誇れる『石川の文化』』として、約9割の人が「伝統工芸」を挙げています。本県には国指定10品目を含む全36品目の伝統的工芸品があり、これまで工芸部門での人間国宝を数多く輩出しているほか、日本伝統工芸展の人口100万人あたりの入選者数は14年連続全国第1位の座を占め続けるなど、「工芸王国石川」の地位を確固たるものにしています。

また、伝統工芸産業を卓越した技術で支える「伝統工芸士」も多数活躍しており、これら熟練の職人の技術を確実に次代に継承し、さらに発展させ、現代のニーズにあった商品づくりができる環境を整えることが課題となっています。

#### 施策の方向性

伝統工芸を産業と文化の両面で振興・発展させていくため、輪島漆芸技術研修所、九谷焼技術研修所、山中漆器産業技術センターで次代を担う若手後継者を育成するほか、担い手の確保が難しい準備工程や稀少伝統的工芸品などでは、若手職人への奨励金の交付を通して伝統的技術の継承に努めます。

また、新たな分野での新商品開発など、消費者ニーズやマーケットに即したものづくりの支援や、県の伝統的工芸品36品目が一堂に会する合同見本市「いしかわ伝統工芸フェア」の首都圏での開催などを通じて、伝統的工芸品の販路開拓を支援します。



### 専門的な研修所における伝統工芸の人材育成

県では伝統工芸を担う人材の育成・確保に向け、輪島漆芸技術研修所(昭和47年設立)、九谷焼技術研修所(昭和59年設立)、山中漆器産業技術センター(平成9年設立)において技術者の養成に取り組んでいます。いずれの施設でも人間国宝を含む一流の講師陣による講義や実技などのきめ細かいカリキュラムが実践され、これまでに3施設で2,000人を超える卒業生・修了生を輩出しています。



人間国宝による授業(輪島漆芸技術研修所)

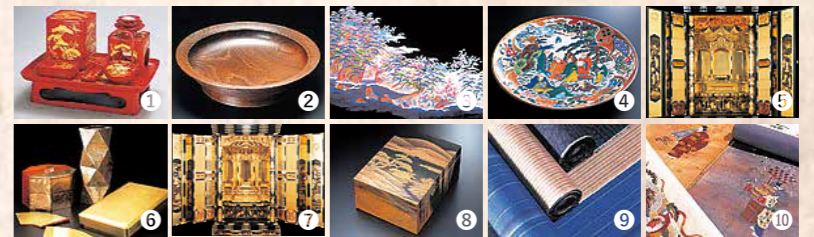
輪島漆芸技術研修所では、そ地(木工)、きゅう漆(漆塗)、蒔絵、沈金について学ぶ普通研修課程(3ヵ年)のほか、未経験者を対象とした2ヵ年の研修課程もあります。九谷焼技術研修所では、成形から上絵までの陶芸技術のほかデザイン・マーケティングなどの講座を設け、産業界にも対応できる技術者を養成しています。また、山中漆器産業技術センターは全国で唯一「挽物轆轤技術」を専門的に学べる施設として、轆轤挽きや加飾挽きなど木工芸技術の体得を図っています。



### 石川県の伝統的工芸品

#### [国指定10品目(全国第6位)]

- ① 輪島塗、② 山中漆器、③ 加賀友禅、④ 九谷焼、⑤ 金沢仏壇、⑥ 金沢箔、⑦ 七尾仏壇、⑧ 金沢漆器、⑨ 牛首細、⑩ 加賀織



#### [県指定6品目]

- ① 和紙、② 美川仏壇、③ 桐工芸、④ 檜細工、⑤ 珠洲焼、⑥ 加賀毛針



#### [その他稀少20品目]

- ① 大樋焼、② 加賀竿、③ 加賀獅子頭、④ 加賀象嵌、⑤ 加賀提灯、⑥ 加賀水引細工、⑦ 金沢表具、⑧ 金沢和傘、⑨ 郷土玩具、⑩ 琴、⑪ 三弦、⑫ 太鼓、⑬ 竹細工、⑭ 茶の湯釜、⑮ 鶴来打刃物、⑯ 手捺染型彫刻、⑰ 銅鑼、⑱ 七尾和ろうそく、⑲ 能登上布、⑳ 能登花火



### 統計(全国順位)から見る「石川の文化の高み」(出典:平成27年版石川100の指標)

- 第1位 日展入選者数(人口100万人あたり) ..... 69.0人(23年連続1位)※1
- 第1位 日本伝統工芸展入選者数(人口100万人あたり) ..... 65.5人(14年連続1位)※2
- 第1位 人間国宝(工芸部門における無形文化財保持者)(人口100万人あたり) ..... 7.76人※3
- 第1位 重要伝統的建造物群保存地区数 ..... 8地区 ※4

●調査時点 ※1:H26(第46回展) / ※2:H26(第61回展) / ※3:H27.1.1 / ※4:H27.1.1



#### ④ 食文化の継承と発展

本県の豊かな自然に育まれた食材や、地酒、味噌・醤油などの発酵食品、これらの調理法、器としての伝統工芸品など、歴史と伝統に裏付けられた食文化の継承と発展を図るため、必要な施策に取り組みます。

##### 現状と課題

本県は四季折々の海山の豊かな食材に恵まれた地域であり、これらの食材をもとに、地酒や発酵食品など、各地域で独自の食品や調理法が生み出されました。また、料理の美しさを際立たせる輪島塗や山中漆器、九谷焼などの器や、食を堪能する空間としてのしつらえにも独自の文化性が見られ、石川の食文化は、これら全てが融合したものと言えます。

一方で、平成25年12月に和食がユネスコの無形文化遺産に登録され、27年には食をテーマとしたミラノ国際博覧会が開催されるなど、和食の魅力を世界に発信する絶好の機会が到来しています。

歴史と伝統に裏付けられた石川の食文化の魅力をあらためて認識し、ふるさとの宝として守り伝えるとともに、地域の活性化にも活用していくことが大切です。

##### 施策の方向性

石川の食文化は、豊富な「食材」や「地酒」、「発酵食品」、これらの魅力を引き出す「調理法」、伝統的工芸品の「器」、そして、花や葉をあしらった美しい盛り付けなどの季節に合った空間で料理を演出する「しつらえ」などで構成されており、こうした食文化の奥深さや多彩な魅力を国内外に広く発信します。

具体的には、海外で食文化提案会を実施するほか、食文化の歴史や独自の食材、伝統料理などを映像に取りまとめることなどにより、その魅力を発信し、産業や観光の振興にもつなげていきます。



#### 発酵食文化

本県では、冬の適度に低い気温や降雪、高温多湿の夏、白山水系の清流や肥沃な加賀平野といった独自の自然と風土を背景に、発酵技術が発達しました。醤油の産地や日本酒の蔵元が点在し、「いしり(いしる)」や「かぶら寿司」「こんか漬け」など、数多くの発酵食品があり、日本でも有数の「発酵食品王国」の地位を築いています。

それらの中には冬場をしのぐ保存食として発展してきたものも多く、例えば「フグの卵巣の糠漬け」には、保存性を高めるとともに、独特の味わいを演出する雪国が育んだ生活の知恵が見られます。

また、海上交易によってもたらされたものもあり、ニンシやフグ、イワシなどの糠漬けが多く作られていますが、これらは北前船が運んできたニンシなどを糠につけて保存食にしたのが始まりとも言われています。



かぶら寿司



フグの卵巣の糠漬け



杜氏の酒造り

#### 海外での石川の食文化の発信

県はこれまで、世界のトレンド発信拠点であるニューヨークで、現地のオピニオンリーダーを招き、加賀料理の魅力を紹介する食文化提案会を開催したに加え、平成24年には世界的に著名な米国人シェフを「食文化大使」に任命し、平成26年には同氏の紹介による「米国食品バイヤー招へい商談会」を実施するなど、米国での食文化発信に取り組んできました。

さらに、平成26年に和食人気が高まるシンガポールで、現地レストランのトップシェフなどを招いて食文化提案会を行うなど、経済成長著しい東南アジアでも県産の食材や地酒、伝統工芸品の器や料理などをトータルでPRし、これらの多彩な地域資源が結集した総合芸術ともいえる石川の食文化を強気に発信しました。



ニューヨーク(写真左)やシンガポール(写真中・右)で実施した食文化提案会



#### 加賀料理

「加賀料理」は昭和32(1957)年、文人・吉田健一氏(吉田茂元首相の長男)が、石川県を取材で訪れた際に初めて使った言葉とされています。

加賀料理の特徴の一つとして、料理と器が織り成す絶妙な調和が挙げられます。四季折々の海山の食材をふんだんに使った郷土料理が、長い歴史の中で大陸から伝わった交易品や文化を取り入れてさらに魅力を増し、優美な蒔絵を施した漆器や色鮮やかな陶器に彩られ、この地ならではの独自性と文化性、「もてなし料理」としての洗練性を備えたものとなりました。

「加賀料理」はまさに、加賀百万石の歴史と伝統が生み出した石川ならではの食文化と言えます。



治部煮



鯛の唐蒸し



### 5 生活文化等の振興

茶道、華道、書道などの生活文化や講談・落語・歌唱などの芸能、囲碁・将棋などの国民的娯楽の振興を図るため、必要な施策に取り組みます。

#### 現状と課題

本県では、藩政期から茶道や華道、書道、香道などの生活文化が盛んであったこともあり、現在も茶道をたしなむ人の割合が全国第3位\*、華道をたしなむ人の割合が全国第7位\*と、生活文化に親しむ人の割合が高くなっています。

生活文化や芸能、国民的娯楽は、人々の暮らしに身近な文化として根づいていることから、これらの文化のさらなる振興に向けた取り組みを進めていくことが大切です。

※「平成27年版 石川100の指標」による

#### 施策の方向性

人々の暮らしに根差した茶道・華道・書道などの生活文化や身近に親しまれてきた芸能、国民的娯楽をさらに振興するため、これらを担う文化団体の活動や、担い手育成の取り組みなどを支援します。



#### 茶の湯

加賀藩では、藩祖前田利家が千利休や織田有楽斎に茶の湯を学び、三代前田利常は小堀遠州ら当世きっての茶人と交流し、茶の湯の指導とともに、格調高い美術工芸の収集や職人の育成に力を入れました。その後の歴代藩主もまた、茶の湯を通じた文化奨励策に取り組みました。

このような歴史背景のもと、大樋焼や寒雉釜などの工芸品が誕生し、茶の湯に欠かせない和菓子も発展しました。城下町金沢は、同様に古くから茶の湯の文化が発展した京都、松江と並び、今日でも和菓子どころとして知られています。



四季折々の風趣ある和菓子



茶会

### 6 文化財等の保存と活用

有形・無形の文化財や、その保存技術の保存と活用を図るため、修復や防災対策、公開への支援などに取り組みます。

#### 現状と課題

文化財は長い歴史の中で、その土地土地の自然や風土、社会や人々の生活を反映しながら継承され、発展してきた貴重な財産です。本県には、有形・無形の文化財に加え、民俗文化財や史跡・名勝・天然記念物など、多くの文化財が引き継がれており、これらを適切に保存し、活用していくことが大切です。

#### 施策の方向性

県内の文化財を適切な状態で保存するため、種別や特性に応じた修理や、次世代への継承について、必要な対策を講じます。また、公開・活用に対する取り組みを推進し、県民が文化財に親しむ機会の充実に努めます。

具体的には、文化財保存修復工房を中心として、本県が誇る文化財の保存・修復技術の継承に努めるとともに、修復作業の様子を県民や観光客に公開するなど、積極的な情報発信に取り組みます。

また、地域に点在する文化財を、歴史・文化にまつわるストーリーの中で関連付けて総合的に発信する、国の「日本遺産」認定制度が創設され、平成27年4月には、「灯り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～」(石川県、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)が第一弾として認定されました。

さらに、本県では「いしかわ歴史遺産」認定制度を新たに創設したところであり、こうした制度を活用し、地域の誇りである文化財を広く県内外に発信し、観光誘客や地域活性化につなげます。



#### 石川県文化財保存修復工房

文化財保存修復工房は、平成9年に全国の自治体としては初めて設置されました。絵画や古文書などの修復を中心に実績を積み、現在は国宝や国指定重要文化財の修復も手がけるなど、その技術力は全国から高く評価されています。

平成28年には県立美術館広坂別館への移転が決まっており、その機能をさらに充実します。大型のふすまや屏風の修復作業が行える表具修復室を設けるほか、新たに漆工芸品修復室を設け、時絵や沈金などの修理にも対応するなど、全国から寄せられる幅広い要望に応えていきます。

また、ガラス窓越しに修復作業の様子を見学できる公開エリアを設けるとともに、修復前後の対比やその過程を映像などで紹介するガイダンス室を設置し、文化財の修復について、広く県民や観光客に情報発信していきます。



文化財の修復作業



## ⑦ 文化の担い手の育成

伝統芸能や伝統工芸などの伝統文化の継承者や、文化に関する創作活動などの実践者、文化財などの保存・活用に関する専門的な知識や技能を持つ者など、文化の担い手を育成するため、必要な施策に取り組みます。

### 現状と課題

石川の優れた文化を絶やさないためには、文化の担い手の育成が大事です。「『石川の文化』に関する県民意識調査」では、「文化芸術を担う人材育成に必要な施策」として、多くの方が「子どもや青少年の文化芸術に親しむ機会の拡大」や「指導者等の育成に対する支援」、「学校教育における文化活動の充実」、「発表の機会の拡充」を挙げています。

### 施策の方向性

本県において育まれてきた様々な文化を次代に継承していくため、伝統芸能の学校公演や低料金での公演の開催など、気軽に文化に触れる機会の充実を図るほか、輪島漆芸技術研修所、九谷焼技術研修所、山中漆器産業技術センター、文化財保存修復工房での若手技術者や指導者の育成に努めます。

また、若手芸術家等による多彩な文化活動を促進するため、活動成果を発表する機会を充実させるなど、これらの活動への支援を行います。



九谷焼技術研修所での研修



若手能楽師による公演（冬の観能の夕べ）

## ⑧ 子どもによる文化の継承

石川の将来を担う子どもたちが、次代の文化の担い手として、石川の優れた文化を継承するため、必要な施策に取り組みます。

### 現状と課題

本県には、美術、音楽、舞踊、伝統芸能など多彩な分野で、日々練習や稽古に励む子どもたちがたくさんいます。石川の優れた文化を次代に確実に継承していくためには、子どもたちの素質を伸ばし、優れた文化の担い手として育てていくことが大切です。



いしかわミュージックアカデミー



子供謡教室

### 施策の方向性

子どもたちが高い目標や夢を抱いて文化活動に取り組めるよう、質の高い文化に触れ、学ぶことができる環境づくりを進めます。具体的には、第一線で活躍する芸術家や演奏家から直に指導を受けたり、練習成果を発表する機会の充実などに取り組んでいきます。

また、子どもたちによる文化活動の充実を図るため、子どもたちが出演する音楽、伝統芸能などの発表会や作品展示を支援します。

## ⑨ 顕彰

文化活動で顕著な成果を収めた方や文化の振興に貢献された方の顕彰に努めます。

### 現状と課題

県では、長年にわたり本県の文化振興に貢献されてきた各分野の第一人者に「文化功労賞」を授与し、その功績をたたえてきました。

こうした方々に加え、若手・中堅の文化活動実践者の方々の存在も、本県の文化を継承・発展させていくうえでは、欠かすことができません。

### 施策の方向性

将来一層の活躍が期待される若手の方々や、指導者として後進の育成にあたっている中堅の方々が、本県文化の担い手としてさらなる高みを目指す励みとなるよう、これらの方々が対象とした顕彰制度を充実します。



2

## 文化に親しむ環境づくり

文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、文化の振興にあたっては、全ての県民が文化に親しむことのできる環境づくりが大切です。このため、県民の文化意識の向上を図るとともに、子どもや高齢者、障害者を含むあらゆる方々の文化に親しむ機会の充実と、文化施設の充実・活用促進に取り組みます。

### ① 県民の文化意識の向上

県民の文化に対する関心や理解を深め、文化に対する意識の向上を図るため、必要な施策に取り組みます。

#### 現状と課題

本県の文化の振興に取り組むためには、文化の担い手である県民一人ひとりの文化に対する関心や理解を、より一層深めていくことが大切です。

#### 施策の方向性

県民が自主的に多様な文化に触れ、関心や理解を深める機会を充実させるため、文化に関する普及啓発に取り組みます。

その一つとして、「いしかわ文化の日」、「いしかわ文化推進期間」を設置し、市町や文化団体とも連携しながら、県民が気軽に文化に親しめるような文化イベントを集中的に開催するなど、県民の文化意識・文化活動の盛り上げを図ります。



### 「いしかわ文化の日」・「いしかわ文化推進期間」

今回の「いしかわ文化振興条例」の制定を機に、家族で文化施設を利用したり、文化活動に参加することにより、家族の絆をより一層深めていただけるよう、芸術の秋である10月の家庭の日\*（第3日曜日）を「いしかわ文化の日」と決めました。

また、「いしかわ文化の日」から11月3日の文化の日までを「いしかわ文化推進期間」とし、趣向を凝らした文化イベントなどを集中的に行うこととしています。

\*石川県健民運動推進本部では昭和44年から健民運動の一環として、毎月第3日曜日を「家庭の日」として、家族の触れ合いを促す取り組みを進めています。

### ② 県民が文化に親しむ機会の充実

県民が文化を鑑賞し、文化活動に参加し、文化を創造するなど、県民が文化に親しむ機会を充実させるため、必要な施策に取り組みます。

#### 現状と課題

全国の中でも本県は、茶道(第3位)、華道(第7位)をたしなむ人の割合や、美術(第6位)、クラシック音楽(第5位)に親しむ人の割合が高く、多くの県民が日頃から文化に親しんでいるといえます。

文化の担い手である県民が、優れた文化の鑑賞によって豊かな感性を育むことや、文化活動に積極的に参加することは、本県文化の向上と裾野の拡大につながることから、誰もが、いつでも、気軽に文化に親しむことができる機会を充実させることが大切です。

※順位は「平成27年版石川100の指標」による

#### 施策の方向性

県民が文化に親しみ、より身近に感じることができるよう、多くの人が優れた文化を鑑賞できる機会の充実を図ります。具体的には、国内外のアーティストによる一流の演奏を気軽に鑑賞できる音楽祭等を開催するほか、伝統芸能の鑑賞機会の充実や、文化施設での魅力ある企画展の開催などに取り組みます。

また、各地域における文化に関する公演、展示などの取り組みを支援するなど、県民の文化鑑賞の機会や活動成果を発表する機会の充実にも努めます。



ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭(しいのき迎賓館)



学芸員による作品解説(県立美術館)



### ③ 子どもが文化に触れる機会の充実

子どもたちが文化に触れる機会の充実を図るため、子どもたちを対象とした文化に関する公演や展示への支援などに取り組みます。

#### 現状と課題

『石川の文化』に関する県民意識調査によると、「文化芸術を担う人材の育成のために必要なもの」として、7割以上の方が「子どもや青少年の文化芸術に親しむ機会の拡大」を挙げています。幼い頃から優れた文化に触れる経験は、子どもの豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育むとともに、将来の文化活動の実践者や愛好者を育てることにつながります。また、本県ならではの特色ある文化に触れることは、子どもにとって、ふるさと石川に対する愛着や誇りを醸成し、次代の文化の担い手を志すきっかけにもなります。



古典芸能鑑賞教室



県立美術館での体験講座

#### 施策の方向性

多様で優れた本県文化の特色を生かし、子どもたちがさまざまな文化を鑑賞・体験する機会を充実させます。  
具体的には、古典芸能やオーケストラなど優れた舞台芸術の鑑賞教室のほか、邦楽、舞踊などの伝統芸能や美術などの芸術について、各分野の第一線で活躍する先生方から手ほどきを受ける機会の充実に取り組みます。

### ④ 学校教育における文化活動の充実

学校教育における文化活動の充実を図るため、体験学習をはじめとした文化に関する教育の充実などに取り組みます。

#### 現状と課題

学校は子どもたちが多くの時間を過ごす場所であり、その感性、創造性の育成や人格形成に極めて重要な役割を果たしています。このため、学校教育の場においても、身近に伝統文化や芸術文化に触れられる環境をつくるのが大切です。



出前講座

#### 施策の方向性

美術館や歴史博物館の学芸員による学校への出前講座のほか、作品展や学園祭などの文化的行事や部活動における公演・創作といった自主的な活動への支援などを通じて、子どもたちが優れた文化を鑑賞し、体験学習する機会の充実努めます。  
また、伝統芸能などの地域に伝わる文化に触れる機会を多く設けることで、我が町や地域の文化を継承していこうとする意欲を高めます。

### ⑤ 高齢者や障害者等の文化活動の充実

高齢者や障害者などが行う文化活動の充実を図るため、これらの方々の文化活動が活発に行われるような環境づくりに取り組みます。

#### 現状と課題

高齢者や障害者などが自由に文化を鑑賞し、参加し、創造できるような環境づくりを進めていくことが大切です。



ふれてみるいしかわの文化展

#### 施策の方向性

高齢者の生きがいづくりの高揚を図るとともに、地域や世代を超えた交流を深める「ゆーりんピック」や、障害のある人とない人が共に鑑賞できる「ふれてみるいしかわの文化展」、障害者の文化活動を促進する「障害者ふれあいフェスティバル」の開催など、高齢者や障害者が文化活動を行うことができる機会の充実努めます。  
また、障害者本人と介助者の県立文化施設の利用料金を無料とするなど、サービスの向上を図るほか、地域の文化的な行事や文化活動に関する情報を障害のある人にも幅広く提供できるよう努めます。

### ⑥ 文化施設等の充実と活用の促進

美術館、博物館、音楽堂などの文化施設をはじめとする、県民が文化に親しむ場の充実を図るとともに、さらなる活用に努めます。

#### 現状と課題

美術館や博物館などは、県民がさまざまな文化を鑑賞・体験する場として、また各地域の文化の拠点として、大きな役割を果たしています。利用者のさまざまなニーズに応えるとともに、各施設の特色を生かした運営を行うことが大切です。



歴史体験(衣装)(歴史博物館)

#### 施策の方向性

美術館や博物館などの文化施設で魅力ある展覧会を開催するほか、音楽堂で質の高いコンサートや舞台公演を企画するなど、創意工夫を凝らした取り組みにより、施設の魅力をアップさせることで、県民の文化鑑賞意欲を高め、施設の利用を促進します。  
また、「兼六園周辺文化の森」では、金沢城公園の史実に沿った復元整備を進めるほか、季節ごとに文化施設が連携した文化イベントを実施します。さらに、文化施設共通利用券の発行や情報発信などにも努め、利用者の回遊性の向上とにぎわい創出に取り組みます。





### 兼六園周辺文化の森

「兼六園周辺文化の森」は、兼六園を中心とする半径約1kmの範囲の中に、藩政期から近代に至るまで各時代の歴史が重層的に集積する本県を代表する緑豊かな文化空間となっており、数々の文化施設や公園緑地が整備されています。このエリアは常に政治や教育、文化の中心地として発展してきており、兼六園、金沢城、成龔閣など江戸時代の武家文化と、それ以来受け継がれてきた伝統文化を味わうことができるほか、歴史博物館、石川四高記念文化交流館など、明治、大正期のモダンな建物を通して、当時の金沢の歴史と郷愁を堪能することができます。

県では、この兼六園周辺文化の森を、「にぎわいと交流」の拠点と位置付け、金沢城公園の復元整備をはじめ、県立美術館・歴史博物館・石川四高記念文化交流館のリニューアルや各文化施設を回遊できる遊歩道の整備を行ってきました。さらに、各文化施設での展覧会や施設間で連携した文化イベントの開催などを通して、この地にしかない風情と活気を演出しており、文化の創造と交流、ふれあい空間としてエリア全体の魅力を高めています。



### いしかわ赤レンガミュージアム

平成27年4月、歴史博物館が「いしかわ赤レンガミュージアム」の愛称でリニューアルオープンしました。この建物は、明治42年、大正2年、同3年に旧陸軍の兵器庫として建築された3棟からなり、いずれも左右対称を基本とした端正な意匠で、平成2年には国の重要文化財に指定されるなど、歴史と風格ある赤レンガの外観が大きな魅力となっています。

今回のリニューアルでは、外壁の修繕やバリアフリー対策に加え、展示内容も一新し、「石川の歴史と文化」を豊富な実物や模型、精巧なジオラマや大画面の迫力ある映像などにより、「見て、触れて、楽しめる」体験・体感型のミュージアムとして生まれ変わりました。

また、新たにフリーゾーンを設け、休憩スペースとして全面ガラス張りの「ほっとサロン」を設置したほか、第3棟には「加賀本多博物館（旧藩老本多蔵品館）」が移転しました。

装いも新たにオープンした「いしかわ赤レンガミュージアム」に県民をはじめ多くの観光客に訪れていただくことで、兼六園周辺文化の森のさらなる賑わい創出が期待されます。



建物（3棟）の愛称「いしかわ赤レンガミュージアム」



前田家と大名行列



祭礼体感シアター



ほっとサロン



### 金沢城公園の復元整備

加賀藩前田家が14代にわたって居城とした金沢城は、明治以降は陸軍の拠点として、終戦から平成7年までは金沢大学のキャンパスとして利用され、大学移転後、平成13年に「金沢城公園」として開園し、平成20年には、国の史跡として指定されました。

これまで史実に沿った復元整備を進めてきており、第1期（平成8～17年）は、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等が、第2期（平成18～27年）はいもり堀、金沢城三御門にあたる橋爪門、河北門の復元と石川門の保存修理が行われました。さらに、玉泉院丸跡では石垣と庭園が一体となった高低差22mという他に類を見ない立体的で独創的な池泉回遊式の大庭園を再現しました。

引き続き、平成27年からは、鼠多門と鼠多門橋の復元整備を柱とする第3期整備事業に取り組むこととしています。

金沢城公園の復元整備は、本県の歴史・文化・伝統を継承する「象徴」として、本県の豊かな文化土壌に厚みを加えるとともに、県内の交流人口の拡大と都心地区の魅力向上に大きな役割を果たしています。





3

## 文化による地域づくり

県内の各地域には、それぞれの歴史や風土の中で培われた地域固有の文化（ふるさと文化）があります。これらを地域の誇りとして継承・発展させることに加え、その活用を通じて地域の活性化が図られるよう、取り組んでいきます。また、文化と地域産業の連携を促進し、地域の振興につなげていきます。

### ① ふるさと文化の継承と発展

地域の歴史と風土の中で、人々の営みとともに形成されてきた歴史的・文化的な景観や海女文化・年中行事・祭り・方言などの地域固有の文化（ふるさと文化）の継承と発展を図るため、必要な施策に取り組みます。

#### 現状と課題

県内各地域には多彩なふるさと文化があり、本県の豊かな文化に厚みを加えています。また、「能登の里山里海」の世界農業遺産認定（平成23年）や、「輪島の海女による伝統的素潜り漁技術」の県無形民俗文化財指定（平成26年）など、近年、ふるさと文化は魅力的な地域資源として高く評価されており、これらの文化を継承し、発展させていくことが求められています。

#### 施策の方向性

ふるさとの美しい景観や里山里海の保全、年中行事、祭りなど、地域住民が主体となった、ふるさと文化を継承する取り組みを支援するとともに、さらなる掘り起こしに努めます。

### 輪島の海女漁

本県には輪島市海士町を中心に、1地域としては国内最多となる約200人が漁に従事しています。輪島の海女漁は、古くから続くアタリ(組割)と呼ばれる共同体組織による地域の絆が、高度な潜水と漁場を特定する技術や知識の継承・漁期の制限などの資源管理に貢献している点も特色です。自然と共生する貴重な里海の文化として、世界農業遺産「能登の里山里海」でも重要な構成資産に位置付けられています。

県では輪島市と協力し、海女文化の継承と生業としての海女漁の振興を図っています。具体的には、国重要無形民俗文化財の指定に向けた学術的な調査を進めるとともに、新たに海女になる方への技術習得への支援や、藻場などの生息環境の保全、「海女採り」漁獲物のブランド化などに取り組んでいます。また、輪島での海女サミットの開催をはじめ、同じく海女漁が受け継がれている三重県との連携や国内の関係9県で組織する「全国海女文化保存・振興会議」での情報交換、海女漁の重要性の発信なども進めています。



輪島の海女による伝統的素潜り漁法



### 重要伝統的建造物群保存地区

城下町や宿場町、門前町など、伝統的な建造物群と、これと一体をなして歴史的な景観を形成している集落、町並みの中から、特に価値が高い地区として国が選定したものです。平成27年4月現在で全国最多となる次の8地区が選定されています。

- [金沢市] 東山ひがし / 主計町 / 卯辰山麓 / 寺町台
- [加賀市] 加賀橋立 / 加賀東谷
- [輪島市] 黒島地区
- [白山市] 白峰

### 石川県の無形民俗文化財

本県には国指定7件、県指定20件の無形民俗文化財が伝えられています。

名称	所在地	
国指定重要無形民俗文化財(7件)	奥能登のあえのこと ※平成21年ユネスコ無形文化遺産	珠洲市 輪島市 能登町 穴水町
	能登の揚浜式製塩の技術	珠洲市
	能登のアマメハギ	輪島市 能登町
	熊甲二十日祭の粹旗行事	七尾市
	青柏祭の曳山行事	七尾市
	気多の鵜祭の習俗	七尾市 羽咋市
	尾口のでくまわし	白山市
県指定無形民俗文化財(20件)	砂取節	珠洲市
	蛸島早船狂言 附 早船1隻 (附属船具・伝馬船含む) 木偶9個	珠洲市
	輪島市名舟御陣乗太鼓	輪島市
	能登麦屋節	輪島市
	ぞんべら祭と万歳楽土 附「農之次第」1巻	輪島市
	重蔵神社如月祭のお当行事 附 お当行事関係文書9点	輪島市
	輪島の海女による伝統的素潜り漁技術	輪島市
	能登のまだら	輪島市 七尾市
	宇出津のキリコ祭り	能登町
	小木とも旗祭り	能登町
	鶴川のイドリ祭り	能登町 穴水町
	能登島向田の火祭	七尾市
	能登の諏訪祭りの鎌打ち神事	七尾市 中能登町
唐戸山神事相撲	羽咋市	
二俣いやさか踊り	金沢市	
加賀鷹梯子登り	金沢市	
かんこ踊	白山市	
美川のおかえり祭り	白山市	
お旅まつりの曳山行事	小松市	
御願神事	加賀市	

### 国指定重要無形民俗文化財



奥能登のあえのこと

能登の揚浜式製塩の技術



能登のアマメハギ

熊甲二十日祭の粹旗行事



青柏祭の曳山行事

気多の鵜祭の習俗



尾口のでくまわし



## ② ふるさと文化の活用による地域の活性化

ふるさと文化は、県民の地域に対する誇りや愛着を育み、地域社会の基盤づくりに大きな役割を果たすものであることから、これを生かした取り組みによる地域の活性化が推進されるよう、必要な施策に取り組みます。

### 現状と課題

ふるさと文化は地域の魅力を高め、地元への誇りや自信、愛着を育むものであり、住民相互の絆を深めるなど、地域社会の形成に大きな役割を果たしています。ふるさと文化を積極的に活用することにより、地域活性化を図る視点が重要です。

### 施策の方向性

祭りをはじめとした県内各地の伝統行事や郷土料理による地域おこし、各種イベントでのふるさと文化のPR、里山里海の保全・利活用といった、地域住民が主体となった地域資源を生かしたまちづくりなどを支援することにより、地域活性化とにぎわいの創出を促します。



観光客でにぎわう能登のキリコ祭り  
(平成27年4月 日本遺産に認定)

## ③ 文化による地域産業の振興

文化が地域産業の振興に役立つよう、文化と地域産業の相互連携の促進などに取り組みます。

### 現状と課題

工芸やデザイン、観光など地場産業に文化的な視点を取り入れることは、付加価値を与え、競争力を高めることにつながります。文化資源を活用し、文化と地域産業双方の振興を図ることが大切です。

### 施策の方向性

伝統工芸の味わい深い質感や伝統的な色調を建築内装などの新たな分野でも生かしていくため、商品開発に向けたセミナーの開催やバイヤーが集まる見本市への出展支援に取り組むなど、石川の多彩な文化を活用した地域産業の振興に取り組みます。



### 伝統工芸の建築内装分野への進出を支援

県では、伝統工芸の技術を活用した建築内装分野の商品開発と販路拡大を支援しています。これまでに首都圏での大規模見本市に出展し、漆塗りや九谷焼の洗面ポウル、加賀友禅のパネル、金箔の照明器具などの商品PRや商談を展開しており、本県の文化の強みを生かした新たな事業戦略を描いています。



大規模見本市への出展

## 4

## 文化の交流と発信

平成27年3月の北陸新幹線の金沢開業は、本県に息づく本物の文化の魅力を国内外に広め、交流人口のさらなる拡大を図る大きなチャンスであり、石川の文化のさらなる発展に向け、文化を通じた交流と情報発信を積極的に推進します。

### ① 文化に関する交流の促進

県民や文化団体が文化活動を活発に行うとともに、県内外の人々と互いに理解を深めることができるよう、文化に関する交流の促進に努めます。

### 現状と課題

国内外における県民や文化団体、文化施設などによるさまざまな文化交流は、各々の文化活動をさらに活発にし、新しい文化を生み出す原動力となります。また、異文化に対する理解を深めることは、自らの文化を再認識し、誇りや愛着を持つことにもつながります。



歴史博物館と韓国全州博物館の姉妹館交流20周年記念特別展

### 施策の方向性

国民文化祭への参加など、県内文化団体の県外での活動や、団体間の文化を通じた交流を推進します。  
また、歴史博物館と韓国全州博物館との姉妹館交流を充実するほか、外国人が日本文化を体験する場や、県民との文化交流の場を提供するなど、多様な国際交流を促進します。



外国人の箏の体験(石川国際交流ラウンジ)

### ② 文化に関する情報の収集と発信

県民や文化団体による文化活動を促進するため、文化に関する情報の収集と発信に努めます。

### 現状と課題

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアをはじめ、インターネットなど、さまざまな媒体から情報が入手できる現代において、県民や文化団体による文化活動をさらに活発にするためには、県内の文化イベントや文化施設、文化団体などに関する情報が容易に入手・発信できる環境づくりが必要です。

### 施策の方向性

本県文化に関する情報の一元的な窓口となるホームページを開設し、市町や文化施設、文化団体などと連携し、広く情報を収集・発信するほか、各種メディアを活用し、文化情報の収集・発信力の強化に努めます。



### ③ 文化の観光資源としての活用

国内、海外からの観光旅客をはじめとする交流人口の拡大を図るため、石川の優れた文化が観光資源として活用されるよう、必要な施策に取り組みます。

#### 現状と課題

伝統芸能や伝統工芸、食文化、ふるさと文化など、本県の豊かな文化資源は、「本物」を求める観光客にとって、旅の動機付けとなる優れた観光資源でもあります。

首都圏をはじめ、国内外からの誘客を拡大するためには、本県文化の魅力を効果的にアピールすることが重要です。

#### 施策の方向性

首都圏アンテナショップや国内外の旅行博・大規模イベントにおいて、伝統工芸や県産食材をPRするなど、国内外に向けて石川の文化の魅力を積極的に発信します。

さらに、茶屋文化に触れられる「金沢芸妓の舞」などの石川ならではの伝統芸能体験や食のイベントの開催などにより、交流人口の拡大を図ります。



金沢芸妓の舞



ライトアップされた玉泉院丸庭園

## 5 文化を支える仕組みづくり

各文化振興施策を着実に進めていくためには、推進体制の整備や財源の確保が重要であり、こうした文化を支える仕組みづくりに取り組みます。

### ① 推進体制の整備

文化振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めます。

#### 現状と課題

広範かつ多岐にわたる文化振興施策を総合的に推進していくためには、しっかりとした推進体制の整備を図る必要があります。

また、本県文化のさらなる発展のためには、文化の担い手である県民・文化団体が自主的・主体的に活動できる環境を整備することが重要です。

#### 施策の方向性

県の関係部局間の緊密な連携体制を構築するほか、市町とのより一層の連携強化に努めます。

また、全国最大の120億円の「いしかわ県民文化振興基金」を創設し、県民や文化団体の自主的・主体的な文化活動を支援する体制を大幅に強化します。

### ② 企業等による文化支援活動の促進

企業などが社会貢献の一環として行う文化活動への支援を促進するため、普及啓発や情報提供などに取り組みます。

#### 現状と課題

文化の振興にあたっては、文化ボランティアや企業メセナといった、個人や団体、企業などの自主性に基づく文化を支える活動が大きな役割を果たすことから、これらの活動を促す取り組みが必要です。

#### 施策の方向性

文化ボランティアの養成や活動機会の充実に努めるほか、企業等による県民・文化団体の文化活動への支援を促進するための環境の整備に努めます。



### ③ 財政上の措置

文化振興施策を推進するために、必要な財政上の措置を行います。

#### 現状 と 課題

「いしかわ文化振興条例」では、文化の振興を抽象的に謳うだけでなく、これを実効性あるものとするため、必要な財政措置を講じることを規定しています。

石川のさらなる文化振興のためには、文化の担い手である県民や文化団体による、創意溢れる多様な文化活動を支えるための財政基盤の強化が必要です。

#### 施策の 方向性

県では、文化振興施策に必要な予算の確保と、その適切な執行に努めます。

また、「いしかわ県民文化振興基金」の運用益を活用し、「公募助成事業」をはじめとする様々な事業を実施することにより、県民や文化団体の「文化の裾野を拡げる取り組み」と「さらなる文化の高みを目指す取り組み」を後押ししていきます。

#### 【参考文献】

- 『ふるさと石川の歴史』（北國新聞社）、2014年
- 『愛蔵版 暮らしの歳時記－石川編』（「愛蔵版 暮らしの歳時記」編集委員会編、北國新聞社）、2012年
- 『加賀・能登の工芸』（歴史書刊行会編、北國新聞社）、1995年
- 『愛蔵版 石川・富山 ふるさと食紀行』（北國新聞社）、2013年
- 『金沢・加賀・能登 四季の郷土料理』（青木悦子著、主婦の友社）、1982年

#### 【参考ホームページ】

- 石川県「石川の文化財」  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/>
- 石川県「金沢城公園の整備について」  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kouen/siro/kanazawajyo.html>
- 石川新情報書府  
<http://shofu.pref.ishikawa.jp/>
- まるごと金沢「金澤の芸妓」  
<http://marugotokanazawa.com/geiko/>
- いいね金沢「金沢和菓子の歴史的背景」  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17003/dentou/bunka/wagashi/>
- いいね金沢「金沢食文化100物語」  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17051/syokubunka100monogatari/syokubunka100monogatari.html>

#### 【写真提供】

- (公社) 石川県観光連盟
- (公社) 金沢能楽会
- 金沢市
- 羽咋市
- 能登町



目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 文化振興施策

第1節 石川の優れた文化の継承及び発展（第7条－第15条）

第2節 文化に親しむ環境づくり（第16条－第21条）

第3節 文化による地域づくり（第22条－第24条）

第4節 文化の交流及び発信（第25条－第27条）

第5節 文化を支える仕組みづくり（第28条－第30条）

第3章 いしかわ文化の日（第31条－第35条）

第4章 文化振興基本方針（第36条）

附則

文化は豊かな人間性を育み、人と人との心のつながりやお互いを理解し尊重し合う社会の基盤となる。文化は人の心の糧であり、豊かな文化と共に生きることは、人の変わらぬ願いである。

石川県は、三方を日本海に囲まれた能登と霊峰白山を仰ぐ加賀という、二つの特色ある地域から成り立っており、私たちの先人たちは、太古の縄文文化の時代から、古代における朝鮮半島や渤海国との交流、中世の一向一揆、近世の加賀百万石の武家文化と、それぞれの時代ごとに、四季折々に美しく豊かな自然風土と深く関わり合いながら、色鮮やかな文化の華を咲かせてきた。

真脇の縄文土器にはじまる工芸の流れは、中世に珠洲焼を生み、近世には加賀藩の文化奨励政策により九谷焼や加賀蒔絵などの絢爛たる諸工芸が育成され、現在の工芸王国石川へと受け継がれる一方で、能楽や邦楽、茶道や華道に代表される優れた伝統芸能や生活文化を培ってきた。また、学術の分野においても、明治期以降、日本を代表する学者や文学者を輩出し、この高い精神性が、今の学都石川の礎となっている。さらに、県内の各地域に目を転ずれば、世界に高く評価された里山里海や、豊かな食文化など、人の営みとともに形づくられた個性ある多様な文化が溢れている。このような伝統的な文化の系譜を連ねる一方で、オーケストラ・アンサンブル金沢をはじめとした新たな文化の創造や、金沢城公園の史実に沿った復元整備も進められるなど、文化の厚みを増してきた。

こうした中で、北陸新幹線の金沢までの開業は、本県の歴史、文化、自然の見事な融合と、多彩で質の高い文化の魅力を広く国内外に発信するとともに、文化の交流を一層盛んにし、ひいては人口減少、少子高齢化の課題に直面する地域の活力を高める転機である。今こそ私たちは、県を挙げて、文化の裾野を拡げ、その強固な土台を支えに、石川の優れた文化の更なる高みを目指し、邁進しなければならない。

この条例を、石川の文化の更なる振興に向けた道しるべとして、県民、文化団体、行政が認識を共有し、取り組んでいく意義は大きい。

「文化（カルチャー）」とは、「耕す」ことであり、私たちは絶えず文化の土壌を豊かにし、新たな地平を切り拓く努力を怠ってはならない。

ここに、私たちは、県民一人一人が石川の文化に誇りを持ち、永い歴史に育まれた文化に更に磨きをかけ、これを県民共通の財産として次の世代へ継承するとともに、新たな文化の創造の歩みを止めることなく、国際的にも評価される個性と魅力に溢れる文化の創造と発展を目指すことを決意し、この条例を制定する。

平成27年3月23日  
石川県条例第8号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び市町の責務並びに県民、文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）その他の文化の振興を担う多様な主体の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項等を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、県民一人一人が文化の担い手であるとの認識の下に、その自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化が県民の豊かな心を涵養し、地域の活力を高める重要な社会的財産であるとの認識の下に、文化活動が活発に行われるような環境の醸成を旨として、石川の文化の裾野の拡大を図るとともに、更なる高みを目指すよう努めなければならない。

4 文化の振興に当たっては、豊かな自然、歴史及び風土に培われてきた石川の優れた文化が、県民共通の財産として育まれるとともに、将来にわたり引き継がれ、発展するよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、地域の住民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた地域固有の多様な文化が尊重されるとともに、その活用を通じて地域の活性化が図られるよう配慮されなければならない。

6 文化の振興に当たっては、石川の文化の魅力が国内外に広まるよう、文化に関する情報の発信及び文化を通じた交流が積極的に推進されなければならない。

7 文化の振興に当たっては、県民、文化団体、大学等の高等教育機関、市町及び県がそれぞれの責務又は役割を担うとともに、相互に連携し、及び協働するよう努めなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、文化振興施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 県は、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携を図るとともに、市町がその地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するため、必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民及び文化団体の役割)

第5条 県民及び文化団体は、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を担うものとする。

(大学等の高等教育機関の役割)

第6条 大学等の高等教育機関は、文化に関する調査研究の充実を図るとともに、その有する専門知識、設備等を活用した文化活動への支援及び人材の育成等を通じて、文化を振興する役割を担うものとする。



## 第2章 文化振興施策

### 第1節 石川の優れた文化の継承及び発展

(芸術の振興)

第7条 県は、文学、音楽、美術、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第8条 県は、先人から受け継がれてきた能楽、邦楽、日本舞踊その他の伝統芸能の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第9条 県は、先人から受け継がれてきた輪島塗、山中漆器、加賀友禅、九谷焼その他の伝統工芸の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承及び発展)

第10条 県は、豊かな自然に育まれた食材、地酒、味噌及び醤油等の発酵食品、これらの調理法、器としての伝統工芸品など、歴史と伝統に裏付けられた食文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化等の振興)

第11条 県は、茶道、華道、書道その他の生活文化、講談、落語、歌唱その他の芸能及び囲碁、将棋その他の国民的娯楽の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第12条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の担い手の育成)

第13条 県は、伝統文化（伝統芸能、伝統工芸その他の伝統的な文化をいう。）を継承する者、文化に関する創造的活動を行う者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化の担い手を育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(子どもによる文化の継承)

第14条 県は、石川の将来を担う子どもが、次代の文化の担い手として、石川の優れた文化を継承するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第15条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

### 第2節 文化に親しむ環境づくり

(県民の文化意識の向上)

第16条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深め、文化に対する意識の向上を図るため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民が文化に親しむ機会の充実)

第17条 県は、広く県民が文化を鑑賞し、参加し、創造すること等を通じて、文化に親しむ機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(子どもが文化に触れる機会の充実)

第18条 県は、子どもが文化に触れる機会の充実を図るため、子どもを対象とした文化に関する公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第19条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、体験学習等の文化に関する教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第20条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設等の充実及び活用の促進)

第21条 県は、美術館、博物館、音楽堂その他の文化施設をはじめとする県民が文化に親しむ場の充実を図るとともに、その活用の促進に努めるものとする。

### 第3節 文化による地域づくり

(ふるさと文化の継承及び発展)

第22条 県は、地域の歴史と風土の中で、人の営みとともに形成されてきた歴史的又は文化的な景観、海女文化、年中行事、祭り、方言その他の地域固有の文化（以下「ふるさと文化」という。）の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(ふるさと文化の活用による地域の活性化)

第23条 県は、ふるさと文化が、県民の地域への誇りや愛着を育み、地域社会の基盤形成に大きな役割を果たすことに鑑み、これを生かした取組による地域の活性化が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(文化による地域産業の振興)

第24条 県は、文化が地域産業の振興に資するよう、文化と地域産業との相互連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第4節 文化の交流及び発信

(文化に関する交流の促進)

第25条 県は、県民及び文化団体が文化活動を活発に行うとともに、県内外の人々との相互理解を深めることができるよう、文化に関する交流の促進に努めるものとする。

(文化に関する情報の収集及び発信)

第26条 県は、県民及び文化団体による文化活動を促進するため、文化に関する情報の収集及び発信に努めるものとする。

(文化の観光資源としての活用)

第27条 県は、国内及び海外からの観光旅客をはじめとする交流人口の拡大を図るため、石川の優れた文化が観光資源として活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

### 第5節 文化を支える仕組みづくり

(推進体制の整備)

第28条 県は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(企業等による文化支援活動の促進)

第29条 県は、企業等が社会貢献の一環として行う文化活動を支援する活動を促進するため、普及啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第30条 県は、文化振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。



### 第3章 いしかわ文化の日

(趣旨)

第31条 県は、第16条の規定により、県民の文化意識の向上を図るため、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間を設ける。

(いしかわ文化の日)

第32条 いしかわ文化の日は、10月の第3日曜日とする。

(いしかわ文化推進期間)

第33条 いしかわ文化推進期間は、いしかわ文化の日からその年の11月3日までの期間とする。

(事業等)

第34条 県は、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間についての普及啓発に努めるとともに、その期間において、第31条の規定の趣旨にふさわしい事業等を行うものとする。

(市町及び文化団体への協力)

第35条 県は、市町及び文化団体が、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間に合わせた取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力をを行うものとする。

### 第4章 文化振興基本方針

第36条 県は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な方針（以下「文化振興基本方針」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本方針は、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

### 附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 【いしかわ文化振興条例制定にあたりご意見を伺った方々】

池 辺	晋一郎	作曲家
市 島	桜 魚	漆芸家
太 田	昌 子	金沢美術工芸大学名誉教授
大 場	吉 美	金沢学院大学教授
蚊 谷	八 郎	石川県伝統産業振興協会会長
小 林	忠 雄	北陸大学教授
駒 井	邦 夫	伝統芸能演出家
嶋 崎	丞	県立美術館長
飛 田	秀 一	(一財)石川県芸術文化協会会長
福 光	松太郎	金沢経済同友会副代表幹事
藤 井	譲 治	県立歴史博物館長
水 野	一 郎	金沢工業大学教育支援機構顧問
山 岸	大 成	陶芸家

(敬称略、五十音順)



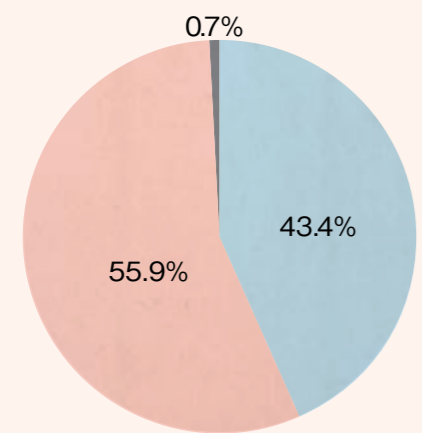
# 「石川の文化」に関する県民意識調査結果概要

## 調査概要

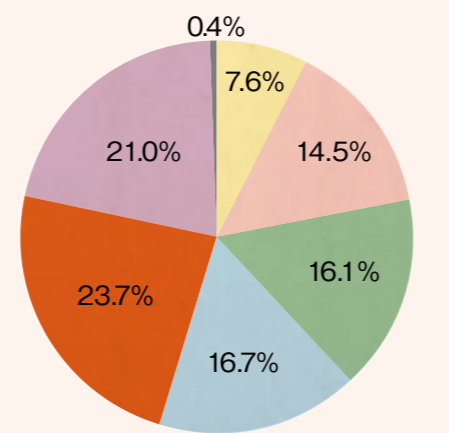
- I 調査の目的  
県民の「石川の文化」に関する認識や文化活動の現状を把握すること。
- II 調査方法
  - ・調査対象：県内に居住する満20歳以上の男女、2,500人
  - ・調査方法：郵送による配布、回収
  - ・調査時期：平成25年11月7日～11月20日
  - ・有効回収数：1,295人（回収率：51.8%）
- III 調査項目（22問）
  - 1 「石川の文化」に関する認識・イメージについて（3問）
  - 2 県民の文化活動の現状について（8問）
  - 3 文化情報の入手について（4問）
  - 4 文化施設の利用について（2問）
  - 5 石川らしい文化を継承・発展させるための連携・協働について（3問）
  - 6 その他（2問）

## 回答者の属性

### 性別



### 年齢



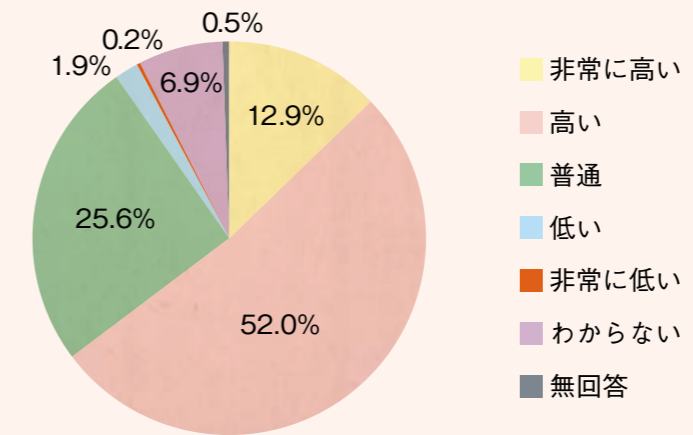
■ 男性    ■ 女性    ■ 無回答

■ 20～29歳    ■ 30～39歳    ■ 40～49歳  
■ 50～59歳    ■ 60～69歳    ■ 70歳以上  
■ 無回答

## 問1

あなたは、他都道府県と比較し、石川県の文化水準についてどのように思いますか。次の中から1つ選んでください。

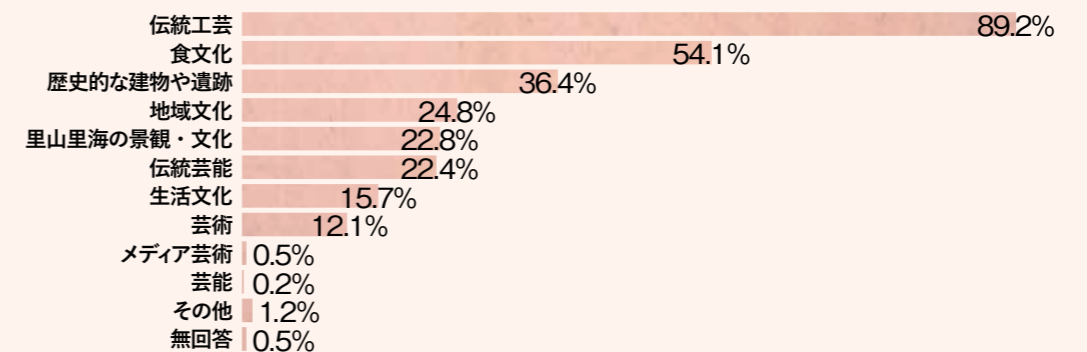
- 1. 非常に高い
- 2. 高い
- 3. 普通
- 4. 低い
- 5. 非常に低い
- 6. わからない



## 問2

あなたにとって、県外や世界に誇れる「石川の文化」とはどのようなものですか。次の中から3つまで選んでください。

1. 伝統芸能（例：能楽、邦楽、日本舞踊など）
2. 伝統工芸（例：九谷焼、加賀友禅、輪島塗など）
3. 芸術（例：文学、音楽、美術、演劇など）
4. 生活文化（例：茶道、華道、書道など）
5. 地域文化（例：地域に受け継がれている祭り・年中行事・民謡など）
6. 歴史的な建物や遺跡（例：建造物、遺跡、名勝地などの文化財、歴史的街並みなど）
7. 里山里海の景観・文化
8. 食文化（例：加賀料理、発酵食（いしり、糠漬け、かぶら寿司）など）
9. 芸能（注：伝統芸能を除く）（例：落語、浪曲、漫才など）
10. メディア芸術（例：映画、マンガ、アニメーションなど）
11. その他

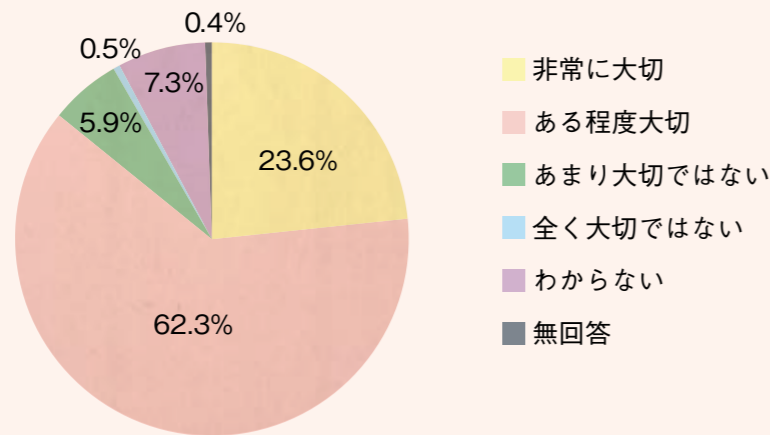




問3

あなたは、日常生活の中で、優れた文化芸術体験をしたり、自ら文化芸術活動を行ったりすることについて、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。

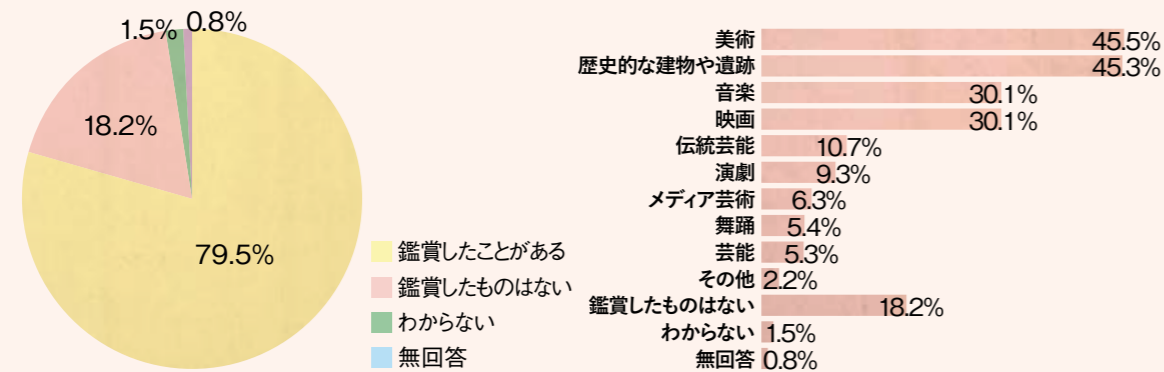
- 1. 非常に大切
- 2. ある程度大切
- 3. あまり大切ではない
- 4. 全く大切ではない
- 5. わからない



問4

あなたが、この1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などに出向いて直接鑑賞した文化芸術は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

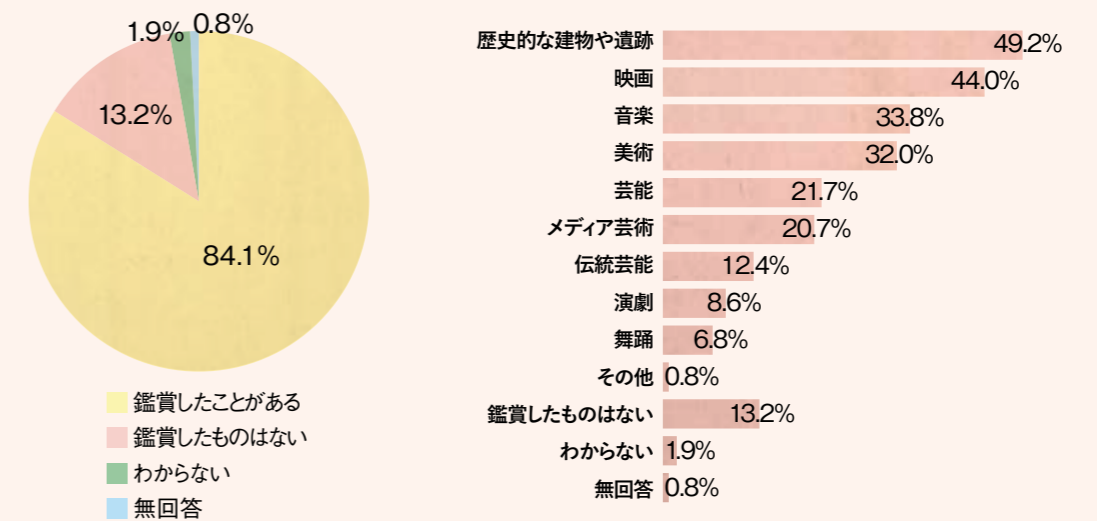
- 1. 伝統芸能（例：能楽、邦楽、日本舞踊など）
- 2. 音楽（例：オーケストラ、合唱、吹奏楽など）
- 3. 美術（例：絵画、工芸、書、写真など）
- 4. 演劇（例：現代演劇、人形劇、ミュージカルなど）
- 5. 舞踊（注：伝統芸能を除く）（例：バレエ、ダンスなど）
- 6. 歴史的な建物や遺跡（例：建造物、遺跡、名勝地などの文化財、歴史的街並みなど）
- 7. 芸能（注：伝統芸能を除く）（例：落語、浪曲、漫才など）
- 8. 映画（注：アニメーションを除く）
- 9. メディア芸術（例：アニメーション、マンガなど）
- 10. 鑑賞したものはなし
- 11. その他
- 12. わからない



問5

あなたが、この1年間に、テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネットなどにより鑑賞した文化芸術は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 伝統芸能（例：能楽、邦楽、日本舞踊など）
- 2. 音楽（例：オーケストラ、合唱、吹奏楽など）
- 3. 美術（例：絵画、工芸、書、写真など）
- 4. 演劇（例：現代演劇、人形劇、ミュージカルなど）
- 5. 舞踊（注：伝統芸能を除く）（例：バレエ、ダンスなど）
- 6. 歴史的な建物や遺跡（例：建造物、遺跡、名勝地などの文化財、歴史的街並みなど）
- 7. 芸能（注：伝統芸能を除く）（例：落語、浪曲、漫才など）
- 8. 映画（注：アニメーションを除く）
- 9. メディア芸術（例：アニメーション、マンガなど）
- 10. 鑑賞したものはなし
- 11. その他
- 12. わからない

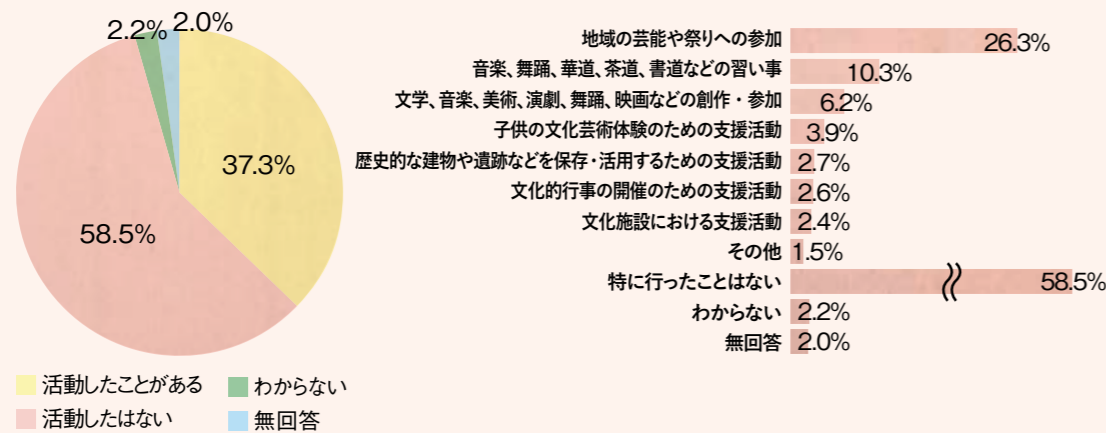




問6

あなたは、この1年間に、鑑賞を除いて、自分で創作・参加したり、文化芸術体験を支援する文化ボランティアの活動を行ったりするなど、文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

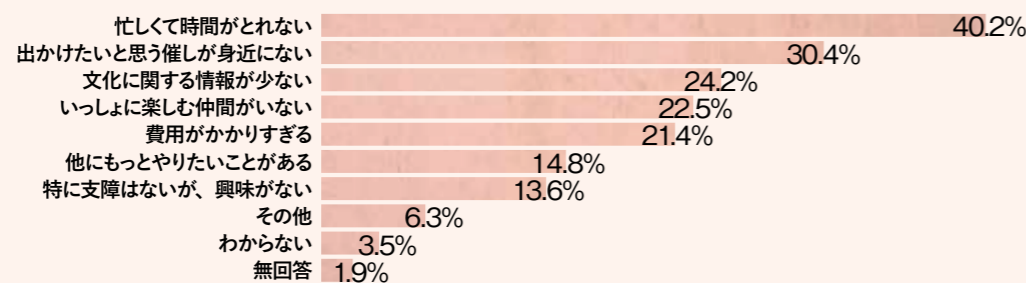
1. 文学、音楽、美術、演劇、舞踊、映画などの創作・参加
2. 音楽、舞踊、華道、茶道、書道などの習い事
3. 地域の芸能や祭りへの参加
4. 子供の文化芸術体験のための支援活動（ボランティア）
5. 文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）における支援活動（ボランティア）
6. 文化的行事（音楽祭、演劇祭、映画祭など）の開催のための支援活動（ボランティア）
7. 歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動（ボランティア）
8. 特に行ったことはない
9. その他
10. わからない



問7.1

文化鑑賞を行う上で、支障となっているのはどんなことだと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

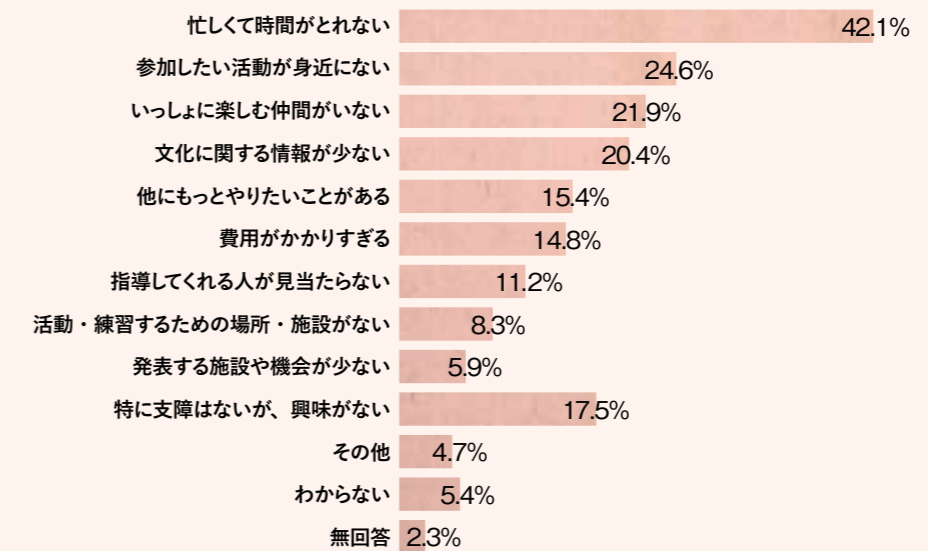
1. 文化に関する情報が少ない
2. 出かけたいと思う催しが身近にない
3. 費用がかかりすぎる
4. 忙しくて時間がとれない
5. いっしょに楽しむ仲間がいない
6. 他にもっとやりたいことがある
7. 特に支障はないが、興味がない
8. その他
9. わからない



問7.2

文化活動を行う上で、支障となっているのはどんなことだと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 文化に関する情報が少ない
2. 参加したい活動が身近にない
3. 指導してくれる人が見当たらない
4. 発表する施設や機会が少ない
5. 活動・練習するための場所・施設がない
6. 費用がかかりすぎる
7. 忙しくて時間がとれない
8. いっしょに楽しむ仲間がいない
9. 他にもっとやりたいことがある
10. 特に支障はないが、興味がない
11. その他
12. わからない

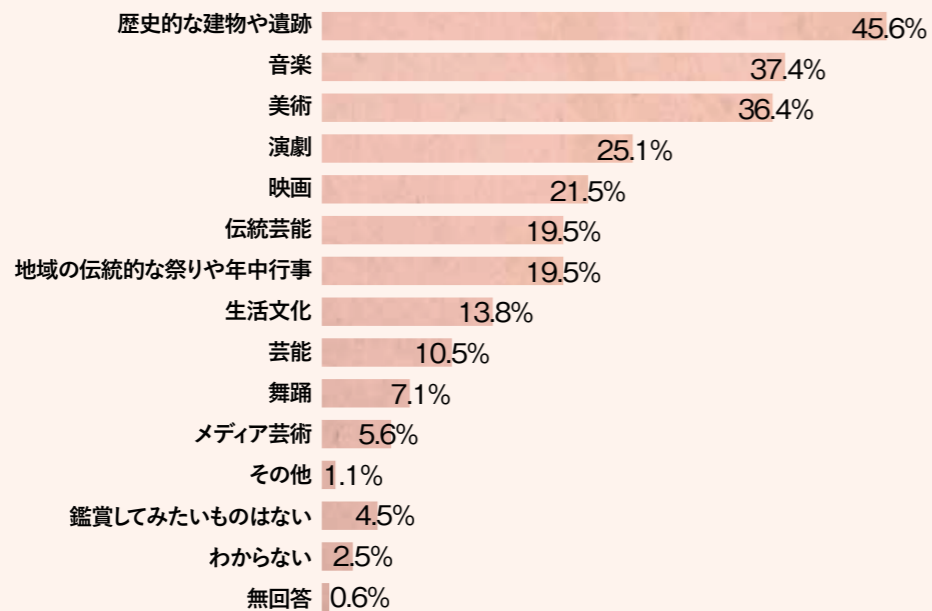




問8

あなたが、今後鑑賞してみたい分野は何ですか。次の中から、3つまで選んでください。

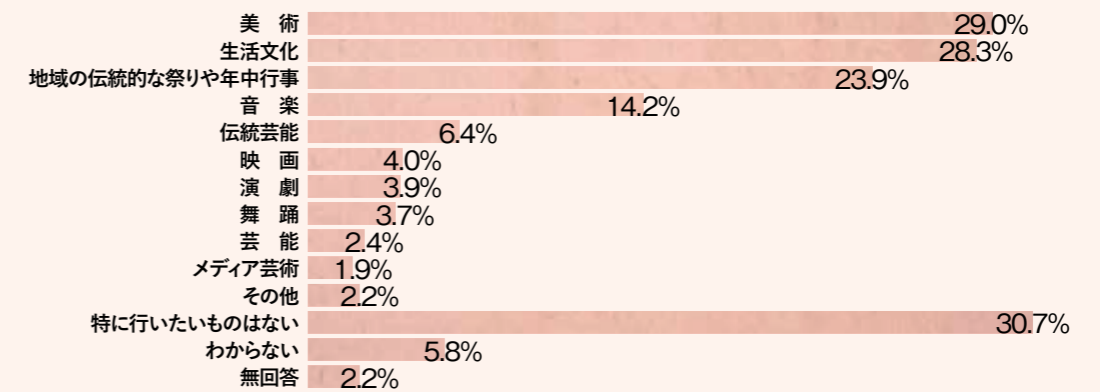
1. 伝統芸能（例：能楽、邦楽、日本舞踊など）
2. 音楽（例：オーケストラ、合唱、吹奏楽など）
3. 美術（例：絵画、工芸、写真など）
4. 演劇（例：現代演劇、人形劇、ミュージカルなど）
5. 舞踊（注：伝統芸能を除く）（例：バレエ、ダンスなど）
6. 歴史的な建物や遺跡（例：建造物、遺跡、名勝地などの文化財、歴史的街並みなど）
7. 生活文化（例：茶道、華道、書道など）
8. 地域の伝統的な祭りや年中行事
9. 芸能（注：伝統芸能を除く）（例：落語、浪曲、漫才など）
10. 映画（注：アニメーションを除く）
11. メディア芸術（例：アニメーション、マンガなど）
12. 鑑賞してみたいものはない
13. その他
14. わからない



問9

あなたが、今後、自分で創作・参加など活動してみたい分野は何ですか。次の中から、3つまで選んでください。

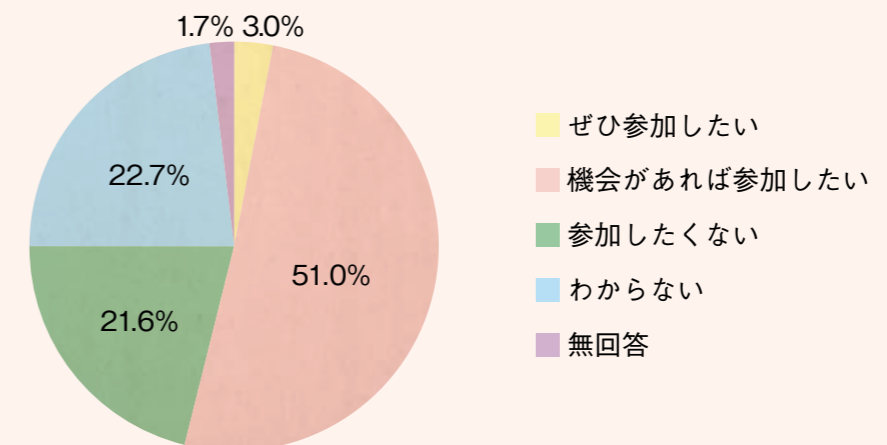
1. 伝統芸能（例：能楽、邦楽、日本舞踊など）
2. 音楽（例：オーケストラ、合唱、吹奏楽など）
3. 美術（例：絵画、工芸、写真など）
4. 演劇（例：現代演劇、人形劇、ミュージカルなど）
5. 舞踊（注：伝統芸能を除く）（例：バレエ、ダンスなど）
6. 生活文化（例：茶道、華道、書道など）
7. 地域の伝統的な祭りや年中行事
8. 芸能（注：伝統芸能を除く）（例：落語、浪曲、漫才など）
9. 映画（注：アニメーションを除く）
10. メディア芸術（例：アニメーション、マンガなど）
11. 特に行いたいものはない
12. その他
13. わからない



問10

あなたは今後、文化関係のボランティア活動に参加したいと思いますか。次の中から1つを選んでください。

1. ぜひ参加したい
2. 機会があれば参加したい
3. 参加したくない
4. わからない

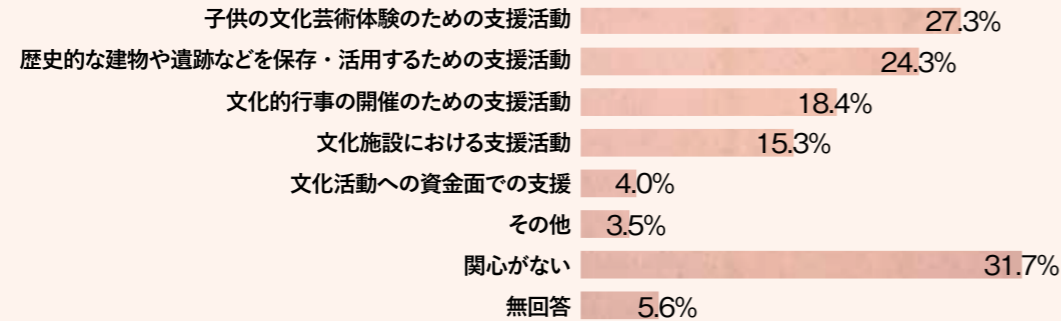




問11

あなたが、今後したいと思うボランティア活動は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

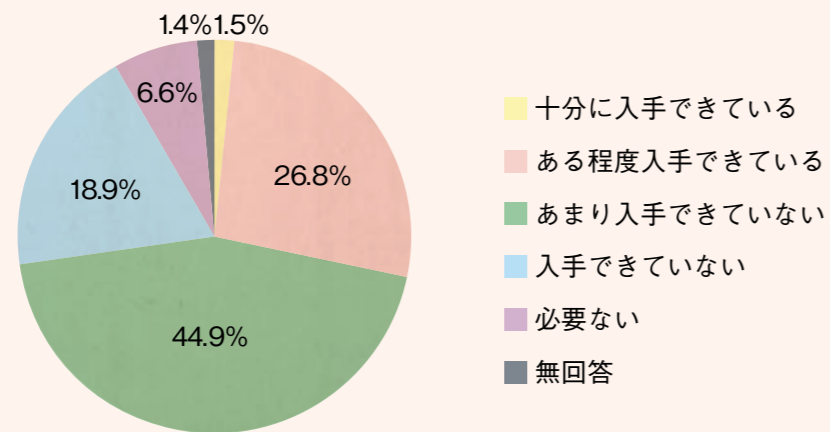
1. 子供の文化芸術体験のための支援活動
2. 文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）における支援活動
3. 文化的行事（音楽祭、演劇祭、映画祭など）の開催のための支援活動
4. 歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動
5. 文化活動への資金面での支援
6. その他
7. 関心がない



問12

あなたは、文化情報を身近に入手できていると思いますか。次の中から1つ選んでください。

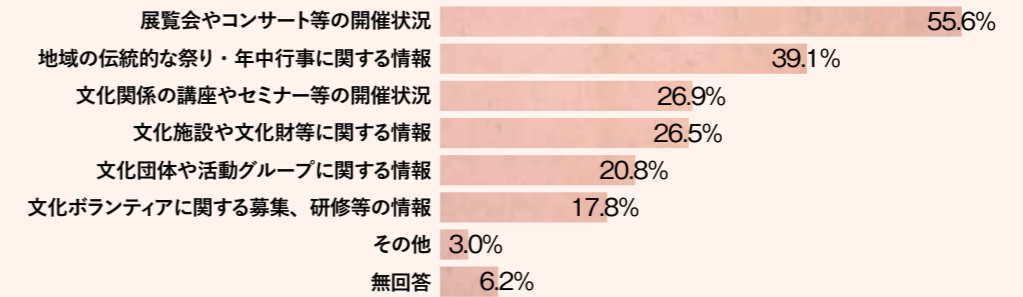
1. 十分に入手できている
2. ある程度入手できている
3. あまり入手できていない
4. 入手できていない
5. 必要ない



問13

あなたはどのような文化情報があればいいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

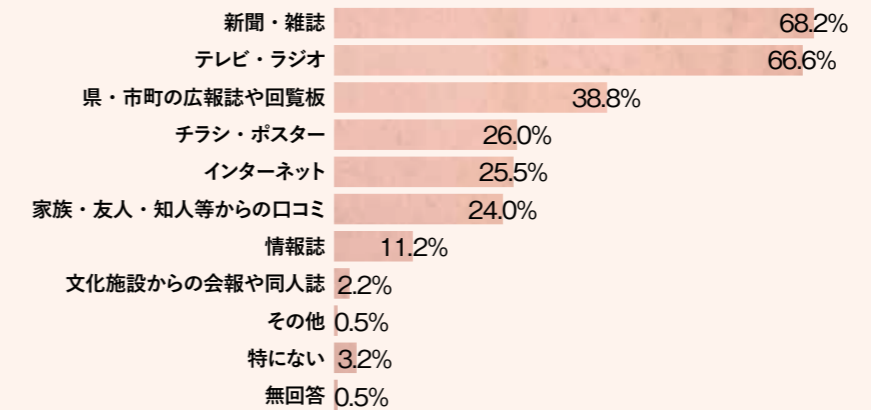
1. 展覧会やコンサート等の開催状況
2. 文化関係の講座やセミナー等の開催状況
3. 文化団体や活動グループに関する情報
4. 文化施設や文化財等に関する情報
5. 地域の伝統的な祭り・年中行事に関する情報
6. 文化ボランティアに関する募集、研修等の情報
7. その他



問14

あなたは、文化情報を主にどのようなものから入手していますか。次の中から3つまで選んでください。

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞・雑誌
3. インターネット（パソコン・携帯電話等）
4. チラシ・ポスター
5. 県・市町の広報誌や回覧板
6. 情報紙（フリーペーパー等）
7. 文化施設からの会報や同人誌
8. 家族・友人・知人等からの口コミ
9. その他
10. 特にない

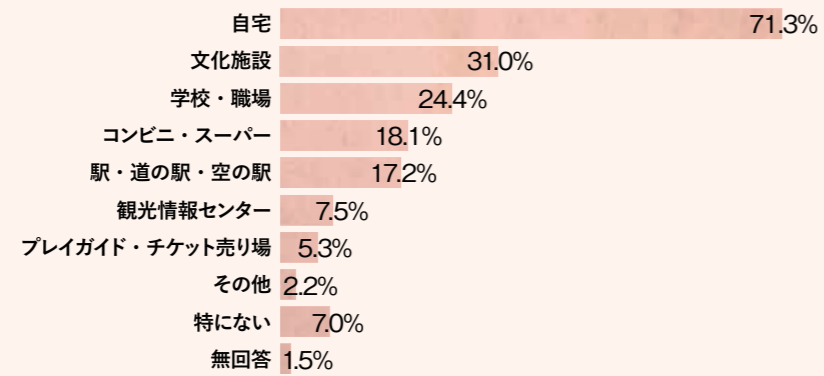




問15

あなたは、文化情報を主にどこで入手していますか。次の中から3つまで選んでください。

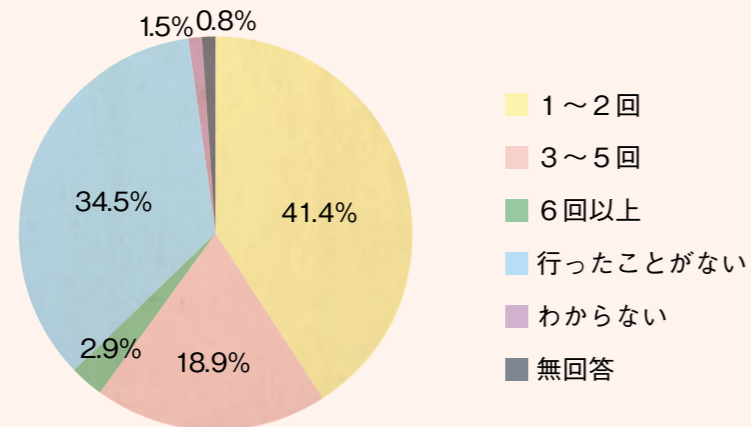
- 1. 自宅
- 2. 学校・職場
- 3. 文化施設（公民館、図書館を含む）
- 4. 駅・道の駅・空の駅
- 5. 観光情報センター
- 6. プレイガイド・チケット売り場
- 7. コンビニ・スーパー
- 8. その他
- 9. 特にない



問16

あなたは、この1年間で、美術館・博物館に何回くらい行きましたか。次の中から1つ選んでください。

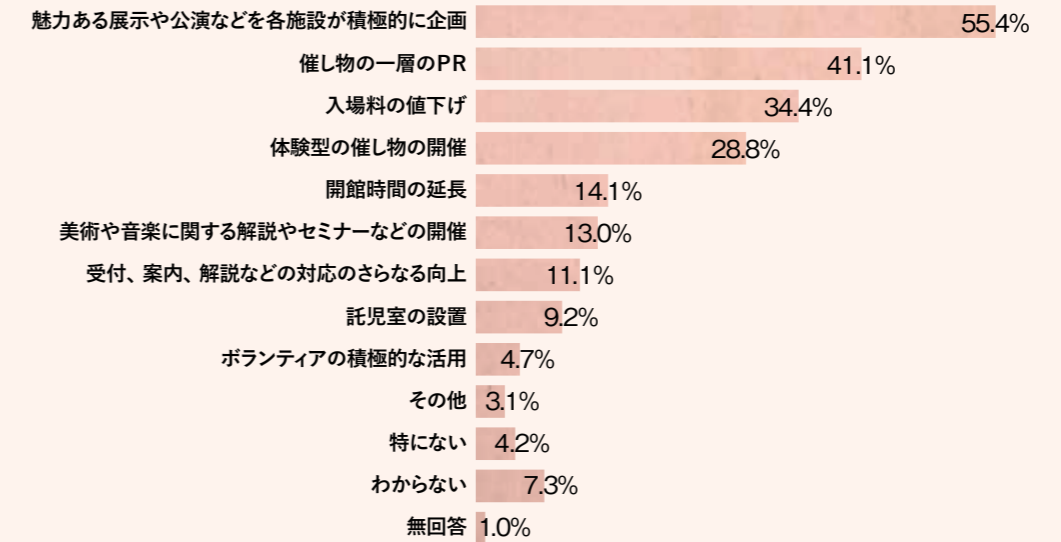
- 1. 1～2回
- 2. 3～5回
- 3. 6回以上
- 4. 行ったことがない
- 5. わからない



問17

今後、石川の文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）をもっと魅力的にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- 1. 魅力ある展示や公演などを各施設が積極的に企画
- 2. 体験型の催し物の開催
- 3. 美術や音楽に関する解説やセミナーなどの開催
- 4. 催し物の一層のPR
- 5. ボランティアの積極的な活用
- 6. 受付、案内、解説などの対応のさらなる向上
- 7. 入場料の値下げ
- 8. 開館時間の延長
- 9. 託児室の設置
- 10. その他
- 11. 特にない
- 12. わからない

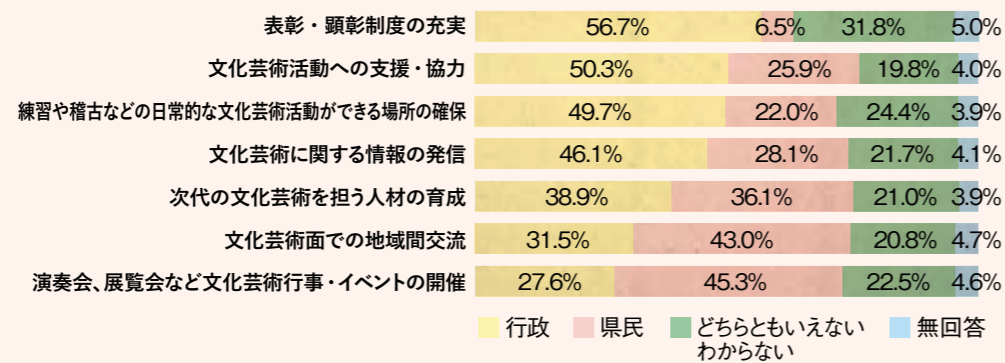




問18

あなたは、本県の文化芸術をもっと活発にするため、行政（県、市町）と、県民（企業、文化団体、NPOなどを含む）が、どんな役割を分担するべきだと思いますか。次の項目それぞれについて、主にその役割を担うのが適当と思うものに、1つずつ○をつけてください。

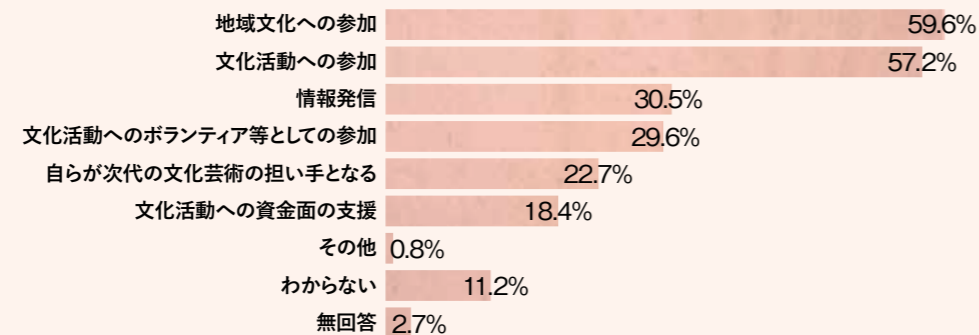
	行政 (県・市町)	県民 (企業、文化団体、NPOなどを含む)	どちらともいえない わからない
文化芸術に関する情報の発信	1	2	3
次代の文化芸術を担う人材の育成	1	2	3
演奏会、展覧会など文化芸術行事・イベントの開催	1	2	3
文化芸術活動への支援・協力	1	2	3
文化芸術面での地域間交流	1	2	3
表彰・顕彰制度の充実	1	2	3
練習や稽古などの日常的な文化芸術活動ができる場所の確保	1	2	3



問19

本県の文化芸術の活性化のために、「県民」に期待される役割は何だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

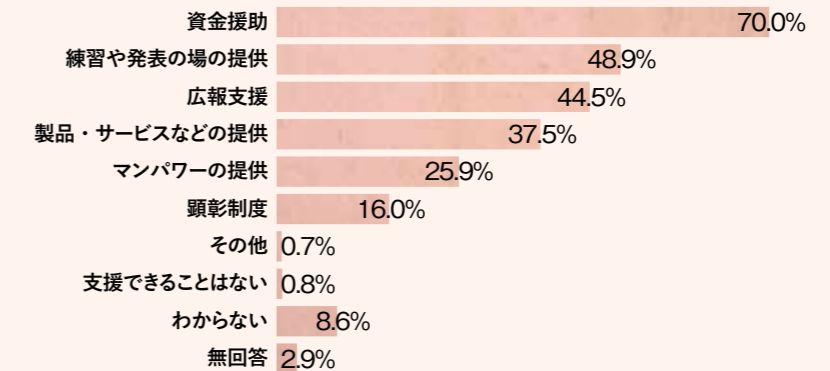
1. 文化活動（音楽、美術、演劇などの鑑賞・活動）への参加
2. 自らが次代の文化芸術の担い手となる
3. 地域文化（地域に受け継がれている祭り・年中行事・民謡など）への参加
4. 文化活動へのボランティア等としての参加
5. 文化活動への資金面の支援（寄付など）
6. 情報発信
7. その他
8. わからない



問20

本県の文化芸術の活性化のために、「企業」に期待する役割は何だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

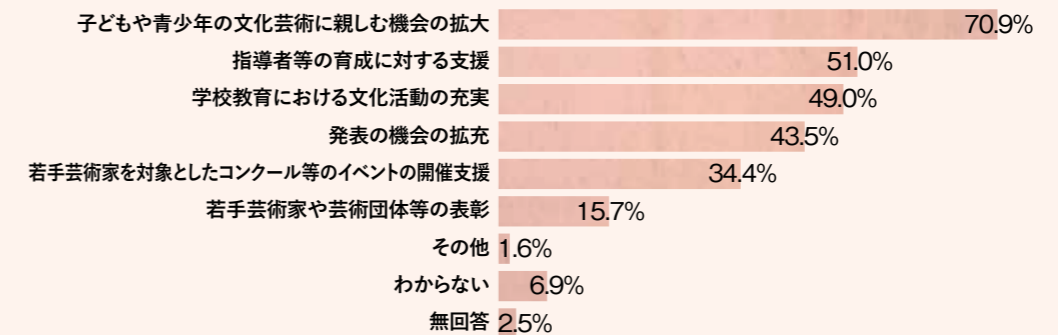
1. 資金援助（寄付など）
2. 製品・サービスなどの提供
3. 広報支援（広報誌やインターネットでの紹介など）
4. 練習や発表の場の提供（会議室・体育館・ロビーなどの施設の提供）
5. マンパワーの提供（社員による文化活動への参加・支援）
6. 顕彰制度（音楽コンクール、美術賞、文学賞など）
7. 支援できることはない
8. その他
9. わからない



問21

文化芸術を担う人材の育成のために、何が必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 発表の機会の拡充
2. 子どもや青少年の文化芸術に親しむ機会の拡大
3. 学校教育における文化活動の充実
4. 若手芸術家を対象としたコンクール等のイベントの開催支援
5. 若手芸術家や芸術団体等の表彰
6. 指導者等の育成に対する支援
7. その他
8. わからない





問22

「石川の文化」をさらに振興していくためにどのようなことが大事だと思いますか。次の中から、3つまで選んで○をつけてください。

1. 伝統芸能などを継承・活用する
2. 古い街並みや建物、文化財を保存・活用する
3. 地域に根ざした伝統行事、祭りなどを活用した取組を実施・支援する
4. 美術館などでの魅力ある展示や企画を開催する
5. 文化ボランティアの養成・活躍の場の提供を促進する
6. 文化芸術に関する情報の発信を強化する
7. 文化芸術に関する国際交流や地域間交流を促進する
8. 顕彰制度を充実する
9. 文化を担う人材を育成・支援する
10. 文化芸術団体を育成・支援する
11. 高齢者・障害者などの文化芸術活動を充実する
12. 練習などの活動ができる場を確保する
13. 民間資金による支援、企業メセナ活動を啓発する
14. 多様な主体（県民、企業、文化施設、芸術文化団体、学校、行政など）が連携する
15. 文化施設等を活用したまちづくりをする
16. 産業や観光と連携した取組を充実する
17. その他

